

第2期

伊方町

子ども・子育て
支援事業計画 計画書



目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の概要.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画策定の時期及び計画期間.....	2
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第2章 子ども・子育てに関する現状・課題	4
1 統計にみる伊方町の現状.....	4
2 ニーズ調査結果の概要.....	7
3 子ども・子育て支援事業の実施状況.....	15
4 子ども・子育て支援関連施策の実施状況.....	21
5 子ども・子育て支援に向けた課題.....	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念.....	27
2 基本目標.....	27
3 計画の体系.....	29
第4章 子ども・子育て支援関連施策の展開	30
1 地域における子育ての支援.....	30
（1）子育て支援の充実.....	30
（2）保育サービス等の充実.....	32
（3）家族ぐるみ、地域ぐるみの子育て意識の醸成.....	33
2 保健・医療体制の充実.....	34
（1）母子の健康の保持・増進.....	34
（2）「食育」の推進.....	36
（3）思春期保健対策の充実.....	37
（4）小児医療の充実.....	38
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	39
（1）次代の親の育成.....	39
（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実.....	40
（3）家庭や地域の教育力の向上.....	41
4 安全・安心のまちづくり.....	42
（1）安心して外出できる環境の整備.....	42
（2）防犯・防災対策の推進.....	43
5 仕事と家庭・地域生活の両立支援.....	44
（1）男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進.....	44
（2）子育てとの両立支援.....	44
（3）男性の家庭生活への参画促進.....	45

6	援助が必要な家庭へのきめ細やかな支援	46
	(1) 児童虐待防止対策及び対応の充実	46
	(2) ひとり親家庭、貧困家庭の自立支援の推進	47
	(3) 障害のある児童や家庭への支援の充実	48
第5章	子ども・子育て支援事業計画	50
1	子ども・子育て支援事業の概要	50
	(1) 子ども・子育て支援制度の概要	50
	(2) 給付を受ける子どもの認定区分	50
2	子どもの推計人口	51
	(1) 未就学児（0～5歳）	51
	(2) 小学生（6～11歳）	51
3	教育・保育提供区域の設定	52
4	教育・保育提供体制の確保	52
	(1) 子ども・子育て支援給付（量の見込み及び確保の方策）	52
	(2) 地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保の方策）	53
5	教育・保育施設の一体的提供について	59
6	教育・保育の質の向上へ向けた取り組み	59
7	安心して子育てができる環境づくりを目指して	59
8	ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取り組み	60
第6章	計画の推進に向けて	61
1	計画の推進体制	61
2	計画の点検・評価・改善	61
資料編		63
1	伊方町子ども・子育て会議条例	63
2	伊方町子ども・子育て会議委員名簿	65
3	伊方町子ども・子育て会議の経過	66

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の概要

全国的に、長期的な少子化の進行、家族形態の多様化、子育て家庭への支援体制の不足、子育て家庭の孤立感、負担感の増加、就労形態の多様化とともに、大都市圏を中心とする保育サービスの待機児童の解消が大きな課題となっています。

国では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備しました。

このうち、「子ども・子育て支援法」に基づいて、平成26年度に全国一斉に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から実施されました。伊方町においても「伊方町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児への教育・保育の充実、子育て支援に関する幅広い施策の推進に努めてきました。

その後、深刻化する子育て世代の貧困や所得格差の拡大、児童虐待の複雑化など、多くの問題が表面化してきています。

これらの問題に対応するため、国では、幼児の教育・保育の無償化を柱とした令和元年5月10日に「子ども・子育て支援法」の改正案が可決・成立しました。また、令和元年6月12日には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正案、令和元年6月19日には児童虐待防止対策の強化を図るため「児童福祉法」等の改正案が可決・成立し、関連施策の強化が進められています。

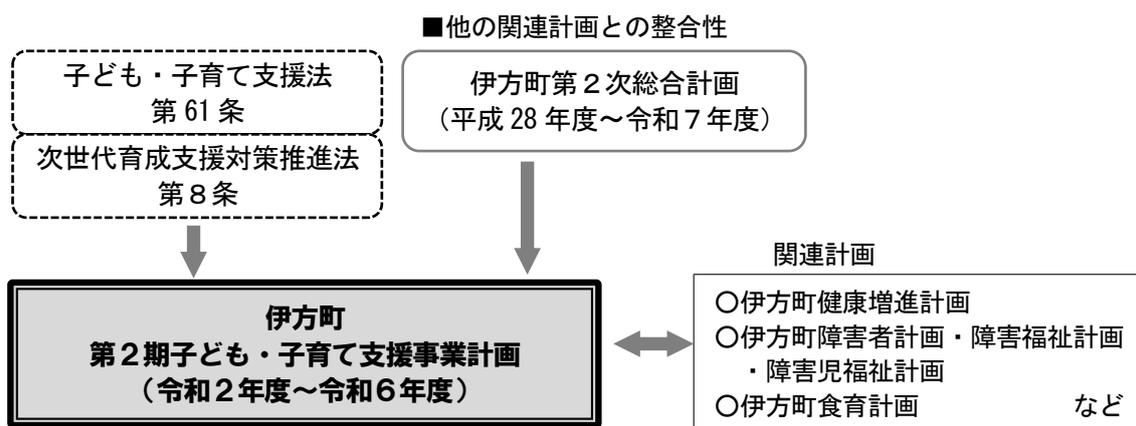
平成26年度に策定した「伊方町子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度（令和元年度）を計画期間としていることから、伊方町では、新たに「伊方町 第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町の現状に即した子育て支援関連施策を推進します。

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

なお、計画策定に当たっては、「伊方町第2次総合計画」（平成28年度～令和7年度）や「伊方町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「伊方町食育計画」その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。

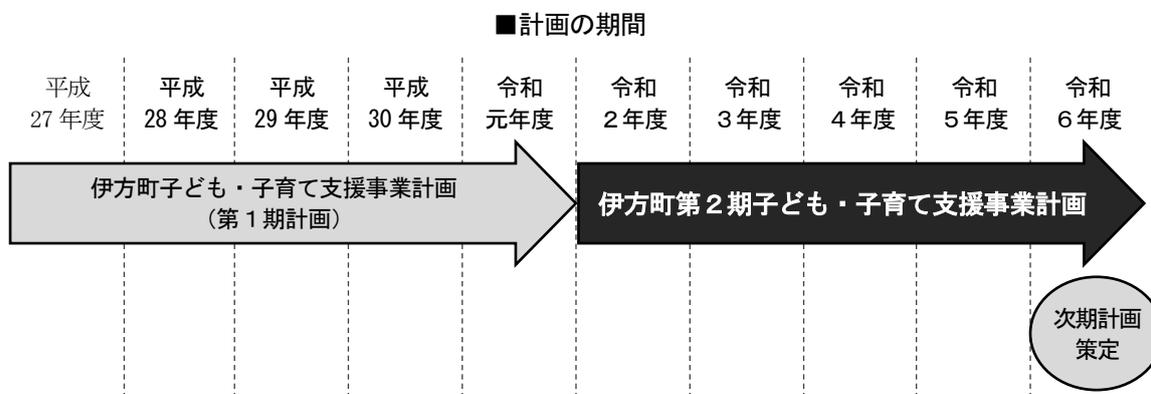


3 計画策定の時期及び計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することが定められています。

当初計画が平成27年度から平成31年度（令和元年度）であったことから、本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、実施状況は毎年度評価・検証を行い、計画値と実績に大きな乖離がみられたときは、計画中間年度の令和4年度を目途に中間見直しを行うものとします。

さらに、令和6年度には、次期計画（第3期計画）の策定を行います。



4 計画の対象

基本的に、産まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭、地域住民とします。

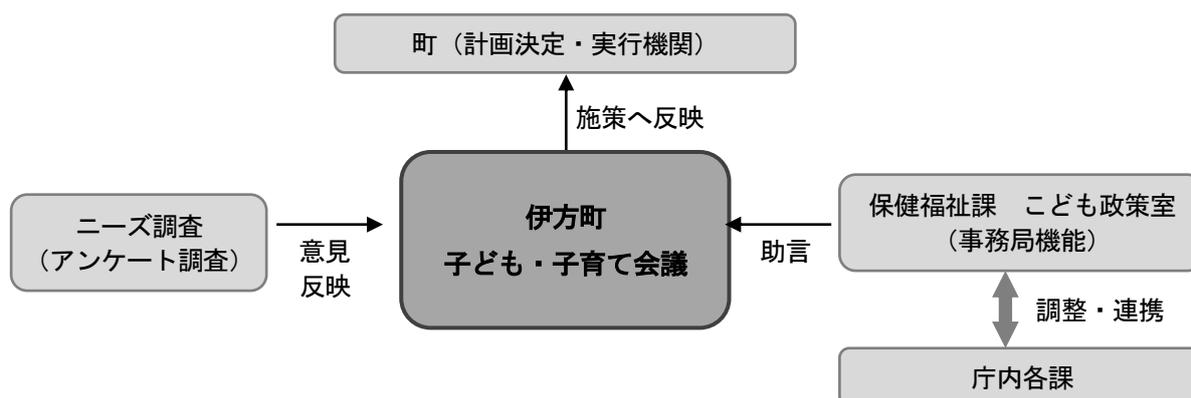
また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「伊方町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

また、伊方町子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。



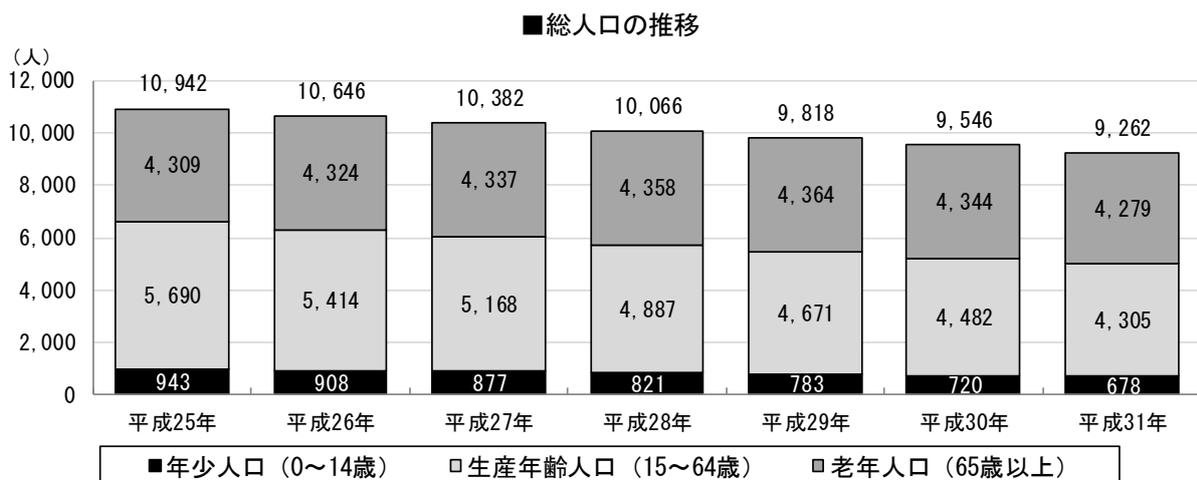
第2章 子ども・子育てに関する現状・課題

1 統計にみる伊方町の現状

(1) 総人口の推移 (住民基本台帳、各年4月1日現在)

平成25年以降の伊方町の総人口は減少傾向が続いており、平成31年には9,262人となっています。なお、平成26年からの5年間で1,384人(13.0%)減少しています。

また、年少人口も減少傾向が続いており、平成31年には678人となっています。なお、平成26年からの5年間で230人(25.3%)減少しています。

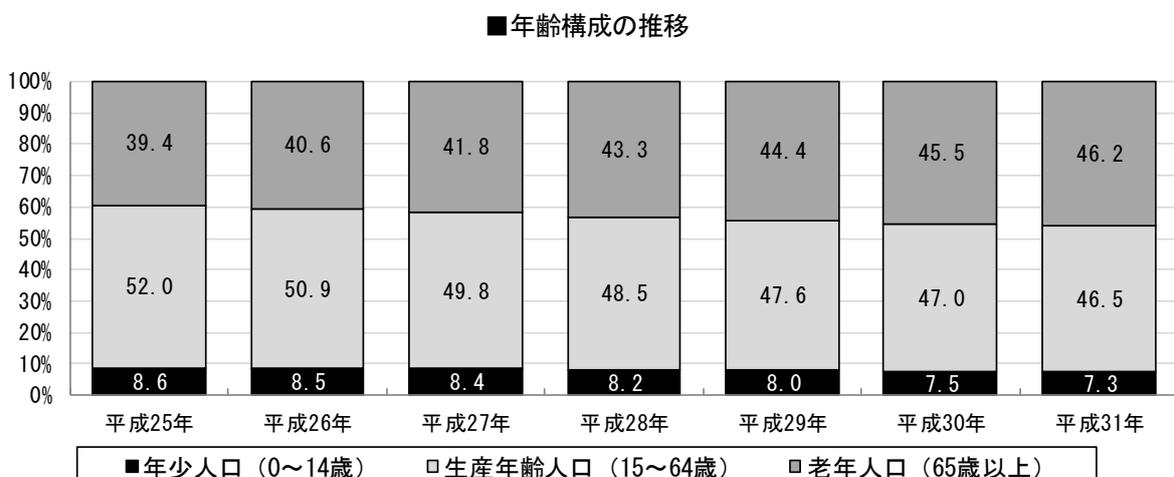


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢構成の推移 (住民基本台帳、各年4月1日現在)

平成25年以降の年齢構成は、高齢化の進行とともに生産年齢人口、年少人口の割合が低下しています。

このうち年少人口は、平成31年には7.3%となっており、平成26年からの5年間で1.2ポイント低下しています。

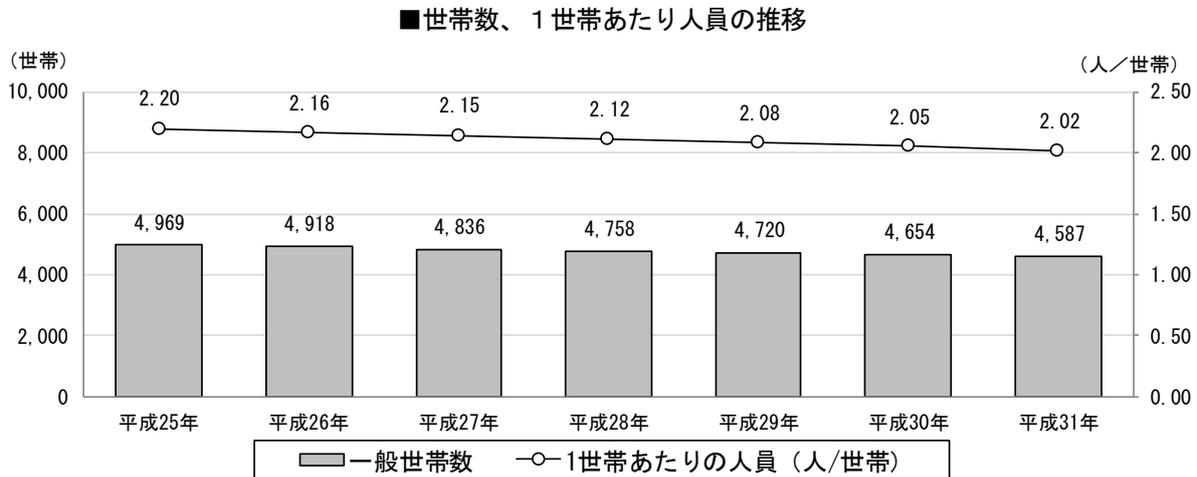


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯数、1世帯あたり人員の推移（住民基本台帳、各年4月1日現在）

平成25年以降の世帯数は、減少傾向が続いており、平成31年には4,587世帯となっています。なお、平成26年からの5年間で331世帯（6.7%）減少しています。

また、平成25年以降の1世帯あたり人員も減少傾向が続いており、平成31年には2.02人/世帯となっています。

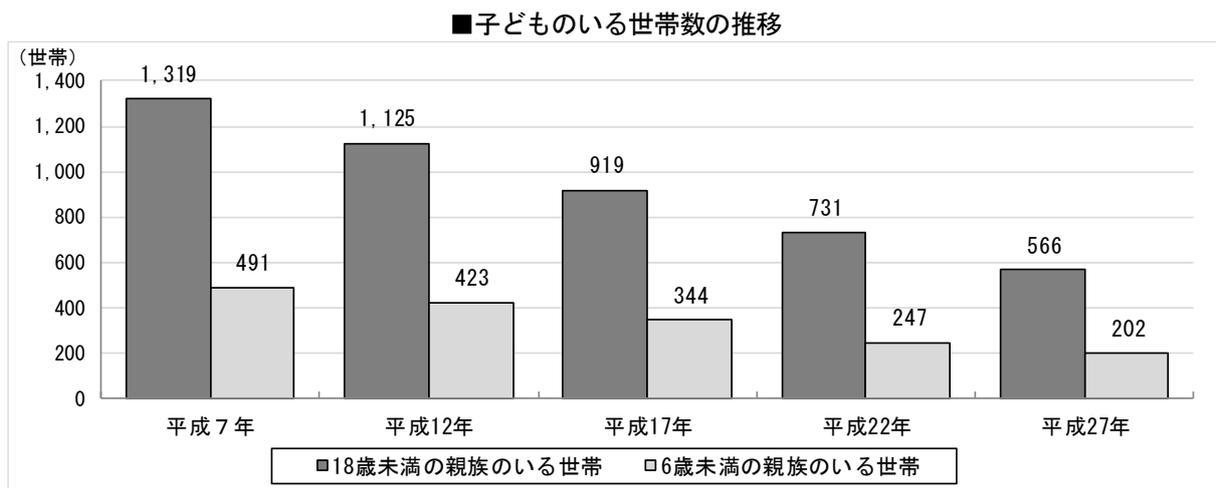


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 子どものいる世帯数の推移（国勢調査、各年10月1日現在）

平成7年以降の、18歳未満の親族のいる世帯は、減少傾向が続いており、平成27年には566世帯となっています。なお、平成7年からの20年間で753世帯（57.1%）減少しています。

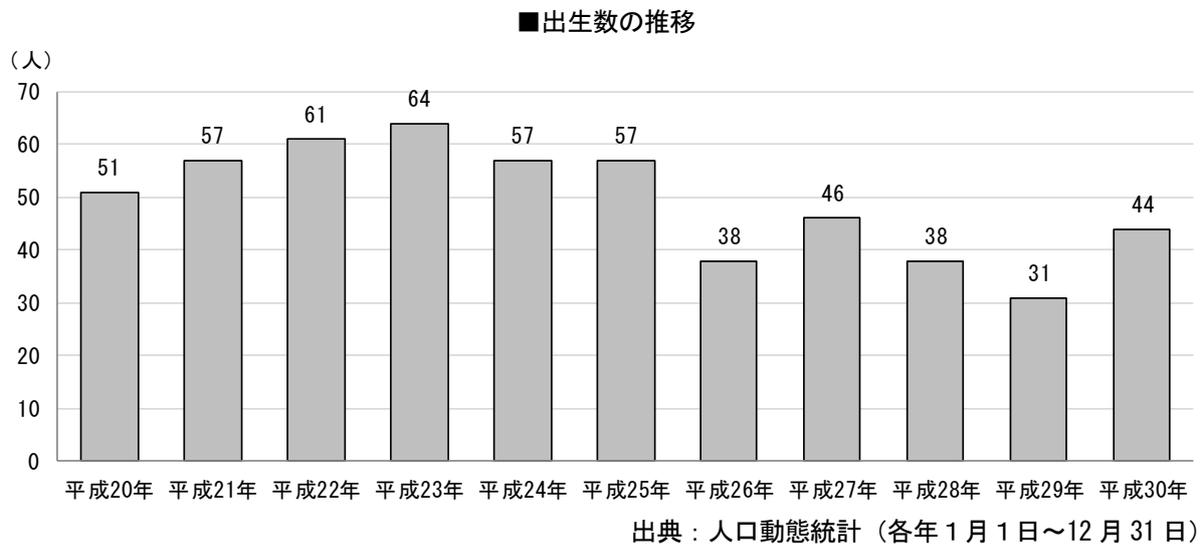
同様に、6歳未満の親族のいる世帯も減少傾向が続いており、平成27年には202世帯となっています。なお、平成7年からの20年間で289世帯（58.9%）減少しています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 出生者数の推移 (人口動態統計)

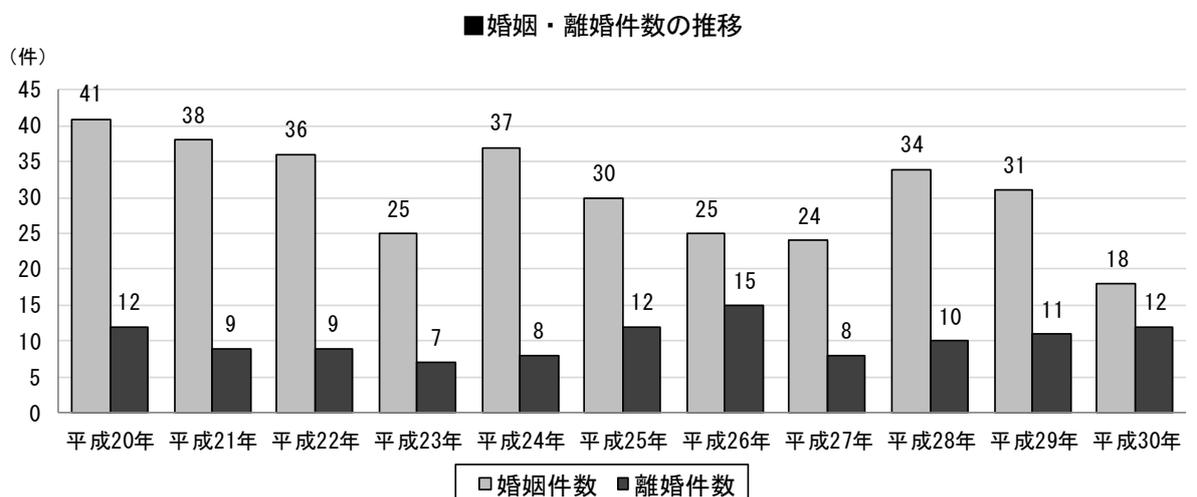
平成20年以降の出生者数は、平成23年の64人をピークに、平成29年には31人まで減少しましたが、平成30年には44人に回復しています。



(6) 婚姻・離婚件数の推移 (人口動態統計)

平成20年以降の婚姻件数は、増減を繰り返しながら、概ね減少傾向で推移しています。なお、平成30年には18件となり、直近の10年間では最も少ない件数となっています。

同様に、離婚件数は増減を繰り返しながら、ほぼ同程度の件数で推移しています。なお、平成30年には12件となり、婚姻件数と6件の差となっています。



2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査対象

種 別	調査対象
未就学児調査	町内に居住する未就学児童のいる世帯 (複数の未就学児がいる世帯では、未就学児の中で最年長の児童を対象)
小学生調査	町内に居住する小学生のいる世帯 (複数の小学生がいる世帯では、小学生の中で最年長の児童を対象)

②調査期間

種 別	調査期間
未就学児調査	平成 30 年 11 月 20 日～11 月 30 日
小学生調査	平成 30 年 11 月 20 日～11 月 30 日

③調査方法

種 別		調査方法
未就学児調査	町内の保育所利用世帯	保育所における直接配付・回収
	その他の世帯	郵送による配付・回収
小学生調査		学校における直接配付・回収

④配付・回収状況

種 別	配付数	回収数 (有効回答)	回収率
未就学児調査	188 票	134 票	71.3%
小学生調査	224 票	164 票	73.2%

⑤注意事項

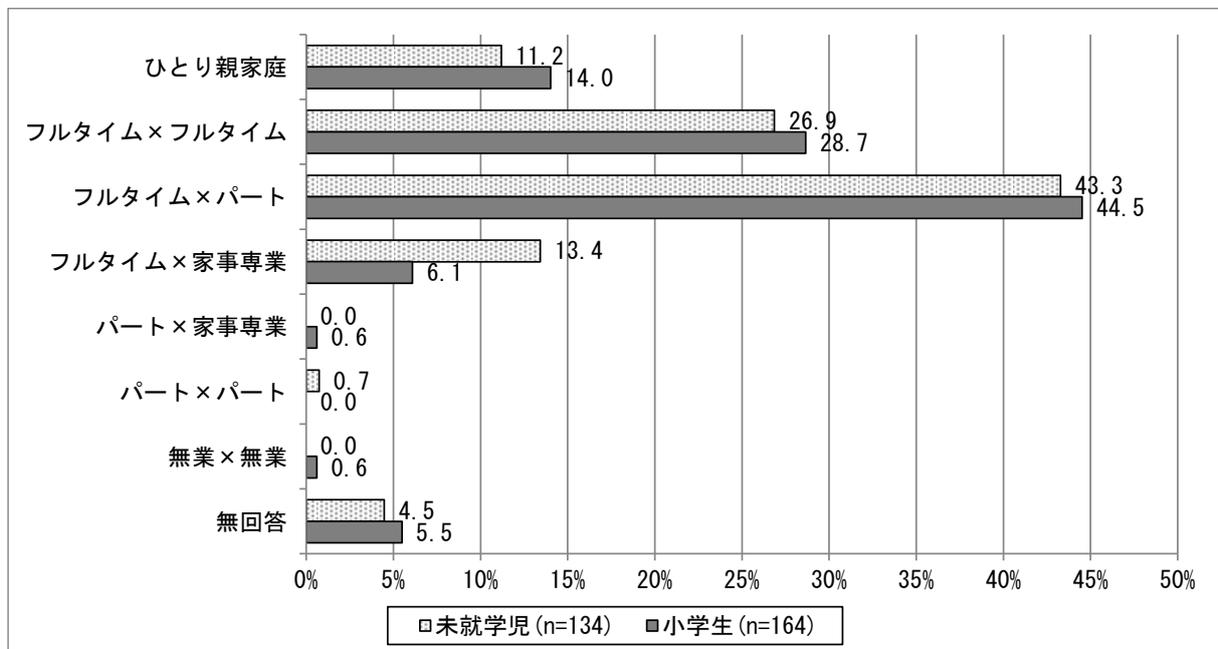
百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数第 1 位までを表記しています。したがって、回答比の合計が 100%にならない場合もあります。

また、複数回答の設問では、全ての比率の合計が 100%を超えることがあります。

(2) 調査結果の概要

①保護者の就労状況—家庭類型（未就学児・小学生共通）

- 保護者の配偶者の有無、就労状況を参考に、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（内閣府）に準じた家庭類型の区分を行いました。
- 「ひとり親家庭」（配偶者なし）は、未就学児で11.2%、小学生で14.0%となっています。
- 「無業×無業」（夫婦ともに無職）は、未就学児で0.0%、小学生で0.6%となっています。
- 「ひとり親家庭」、「フルタイム×フルタイム」、「フルタイム×パート」では、小学生の割合が高くなっていますが、「フルタイム×家事専業」は未就学児の割合が高くなっています。
これは、子どもの就学前は家事専業となり、就学後に就労する保護者が多いものと考えられます。

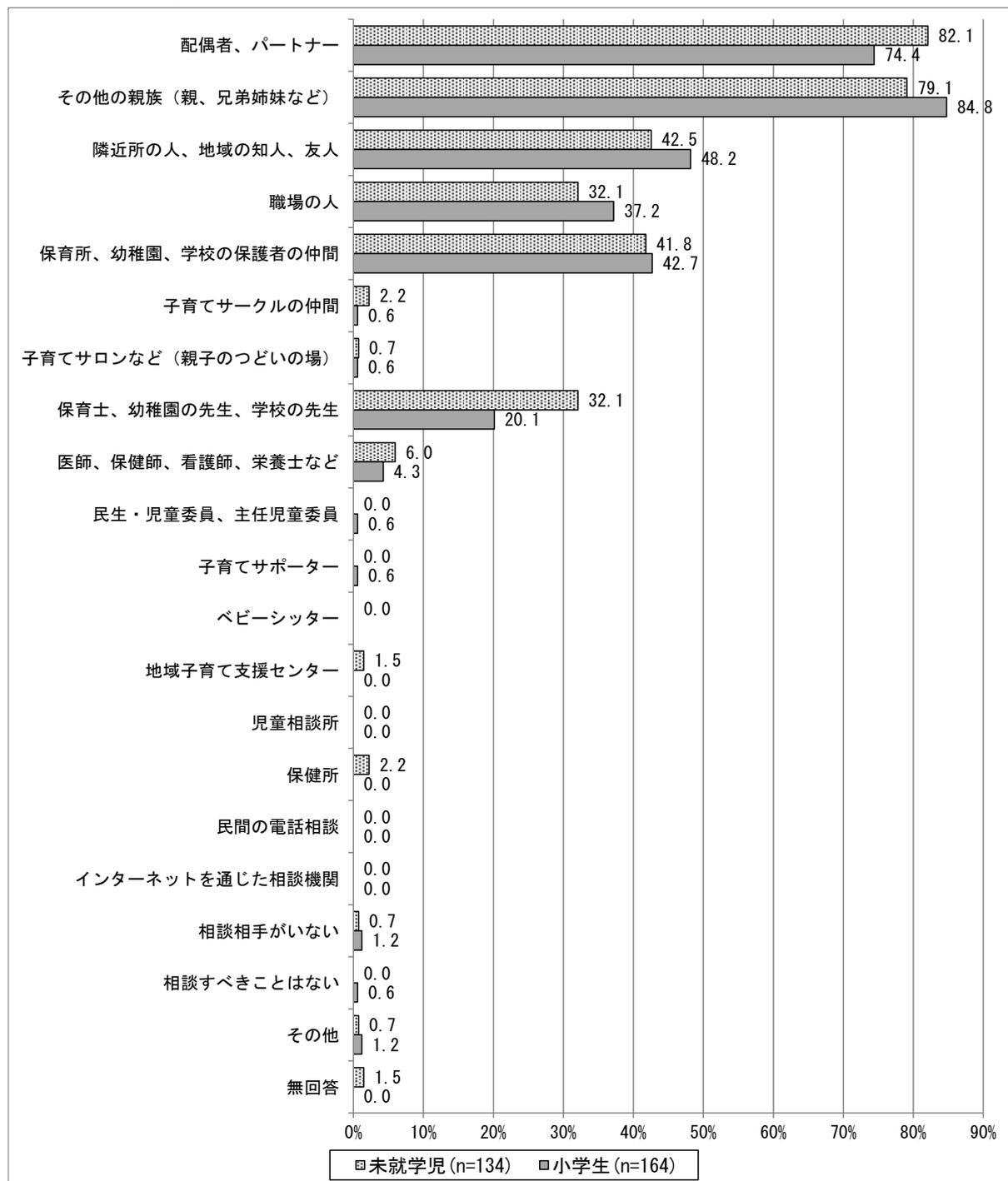


②家庭の子育て（未就学児・小学生共通）

○ 子育ての相談相手は、未就学児では「配偶者、パートナー」の82.1%、小学生では「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」の84.8%が最も高い割合となっています。

これらの家族親族の割合が高いほか、「隣近所の人、地域の知人、友人」と「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」がともに40%台となっています。

なお、「相談相手がない」は少数ですが、未就学児で0.7%、小学生で1.2%みられます。



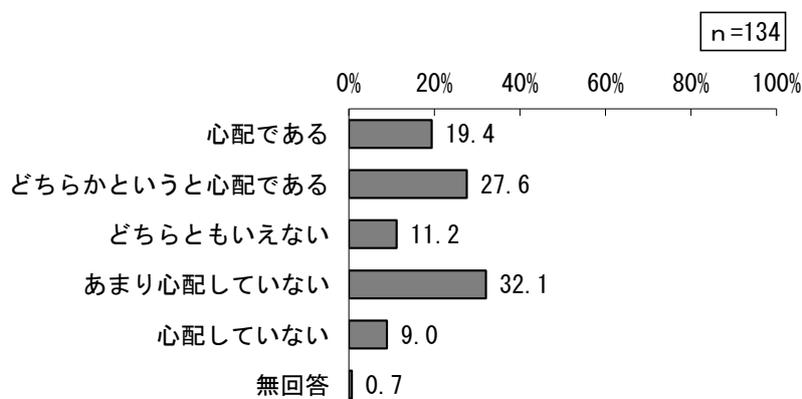
○ 子育てに関して心配や気になるところについて、「大いに思う」と「どちらかというと思う」の合計は、未就学児では「自分の時間が十分に持てない」が47.8%、小学生では「子どもの勉強や進学のことに関心がある」が51.8%と高い割合となっています。

なお、12項目中、「大いに思う」と「どちらかというと思う」の合計が「あまり思わない」と「ほとんど思わない」の合計を上回っている項目は、未就学児では「自分の時間が十分に持てない」、小学生では「子どもの勉強や進学のことに関心がある」と「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の2項目となっています。

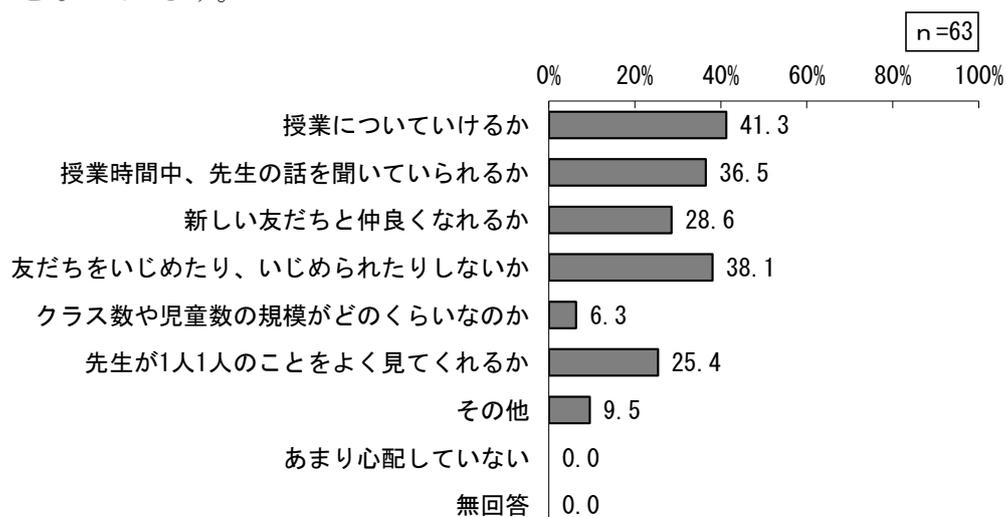
		未就学児				小学生			
		大いに 思う+ど ちらか という と思う	あまり 思わな い+ほと んど思 わない	どち ら とも い えない	無回答	大いに 思う+ど ちらか という と思う	あまり 思わな い+ほと んど思 わない	どち ら とも い えない	無回答
子どもの病気や発育・ 発達のことに関心がある	回答数	47	73	14	0	48	94	19	3
	%	35.1	54.5	10.4	0.0	29.3	57.3	11.6	1.8
子どもの食事や栄養の ことに関心がある	回答数	45	65	24	0	49	94	20	1
	%	33.6	48.5	17.9	0.0	29.9	57.3	12.2	0.6
子どもの勉強や進学 のことに関心がある	回答数	47	61	25	1	85	57	22	0
	%	35.1	45.5	18.7	0.7	51.8	34.8	13.4	0.0
子どもの友だちとの関係 に関心がある	回答数	35	76	23	0	60	63	40	1
	%	26.1	56.7	17.2	0.0	36.6	38.4	24.4	0.6
子どもとの時間を十分 持てない	回答数	39	68	27	0	49	81	33	1
	%	29.1	50.7	20.1	0.0	29.9	49.4	20.1	0.6
育児やしつけの方法が よくわからない	回答数	26	65	43	0	22	84	57	1
	%	19.4	48.5	32.1	0.0	13.4	51.2	34.8	0.6
子どもとの接し方に 自信が持てない	回答数	18	78	38	0	20	107	36	1
	%	13.4	58.2	28.4	0.0	12.2	65.2	22.0	0.6
配偶者の協力が少ない	回答数	18	77	31	8	29	85	36	14
	%	13.4	57.5	23.1	6.0	17.7	51.8	22.0	8.5
子育てにかかる経済的な 負担が大きい	回答数	44	57	33	0	61	53	48	2
	%	32.8	42.5	24.6	0.0	37.2	32.3	29.3	1.2
自分の時間が十分に持 てない	回答数	64	43	27	0	59	70	34	1
	%	47.8	32.1	20.1	0.0	36.0	42.7	20.7	0.6
子育ての仲間がいない	回答数	19	89	26	0	14	125	24	1
	%	14.2	66.4	19.4	0.0	8.5	76.2	14.6	0.6
仕事が十分にできない	回答数	21	81	32	0	14	117	32	1
	%	15.7	60.4	23.9	0.0	8.5	71.3	19.5	0.6

③進学時の不安（未就学児のみ）

- 児童の小学校入学後の「小1プロブレム」について、「心配である」が19.4%、「どちらかという心配である」が27.6%となっており、合わせて47.0%が不安を抱えているとみられます。



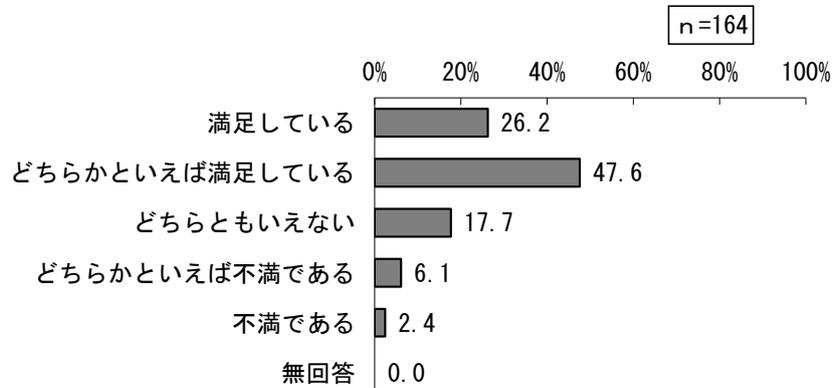
- 「小1プロブレム」を心配している人（63人）の心配事の内容について、「授業についていけないか」が41.3%と最も割合が高く、次いで「友だちをいじめたり、いじめられたりしないか」が38.1%、「授業時間中、先生の話聞いてられるか」が36.5%となっています。



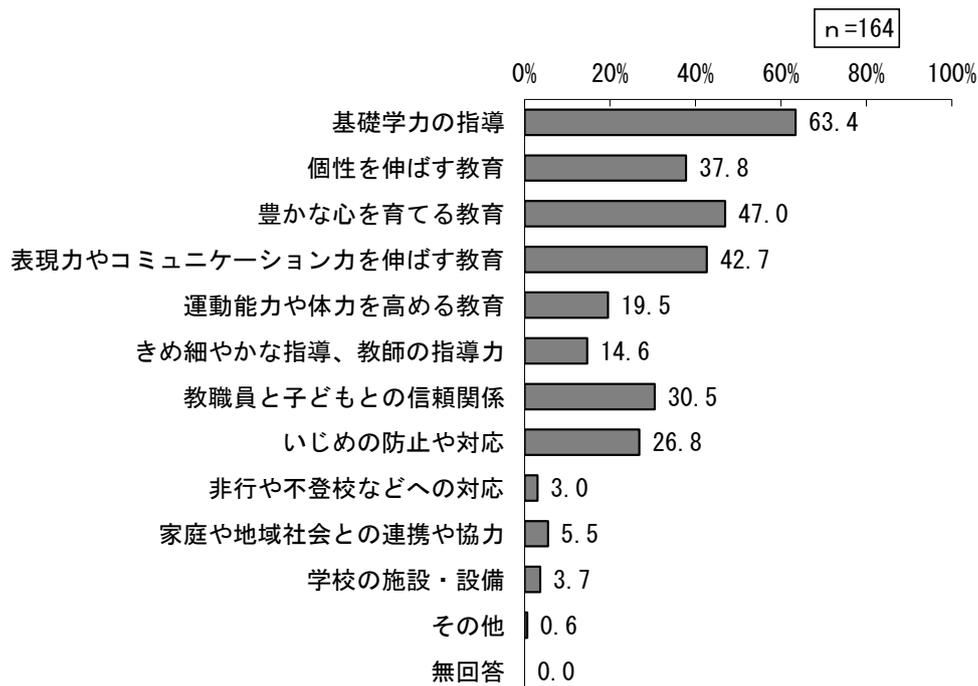
④学校教育（小学生のみ）

○ 学校教育について「満足している」が26.2%、「どちらかといえば満足している」が47.6%となっており、合わせて73.8%が一定の満足をしています。

その一方で、「どちらかといえば不満である」が6.1%、「不満である」が2.4%となっており、合わせて8.5%が不満を感じているとみられます。



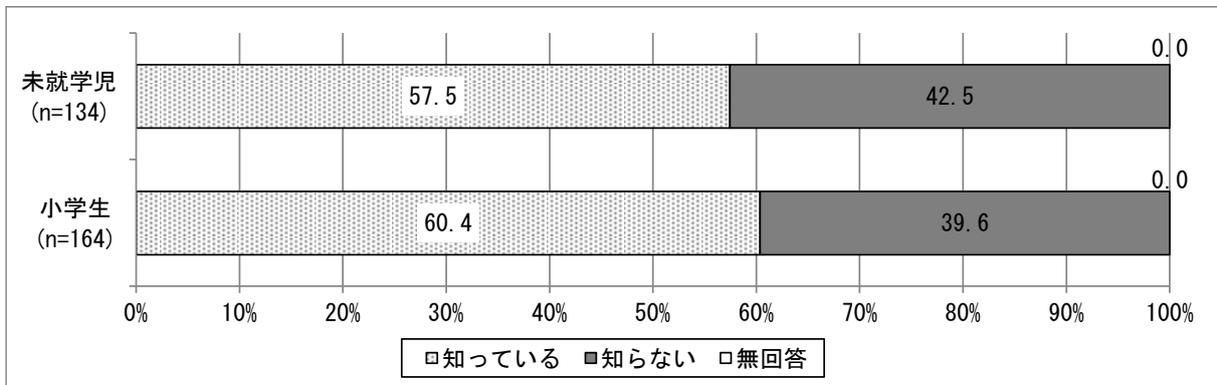
○ 小学校に期待することについて、「基礎学力の指導」が63.4%と最も割合が高く、次いで「豊かな心を育てる教育」が47.0%、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」が42.7%となっています。



⑤安全・安心な地域づくり（未就学児・小学生共通）

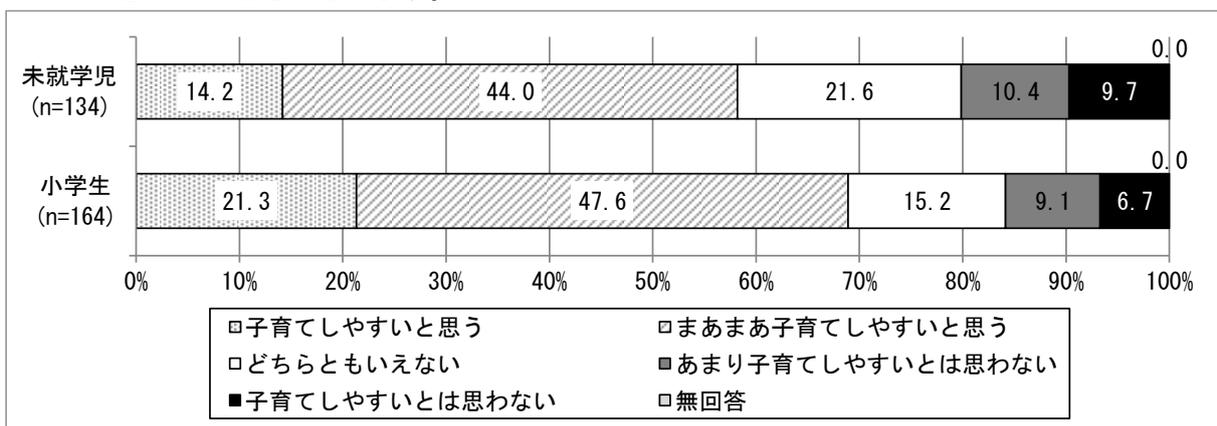
○ 虐待発見時の報告義務について、「知っている」が未就学児で57.5%、小学生で60.4%となっています。

また、「知らない」が未就学児で42.5%、小学生で39.6%となっています。



○ 居住地の子育てのしやすさについて、未就学児では「子育てしやすいと思う」が14.2%、「まあまあ子育てしやすいと思う」が44.0%となっており、合わせて58.2%が子育てのしやすさを感じているとみられます。その一方で、「あまり子育てしやすいとは思わない」が10.4%、「子育てしやすいとは思わない」が9.7%となっており、合わせて20.1%が子育てのしにくさを感じているとみられます。

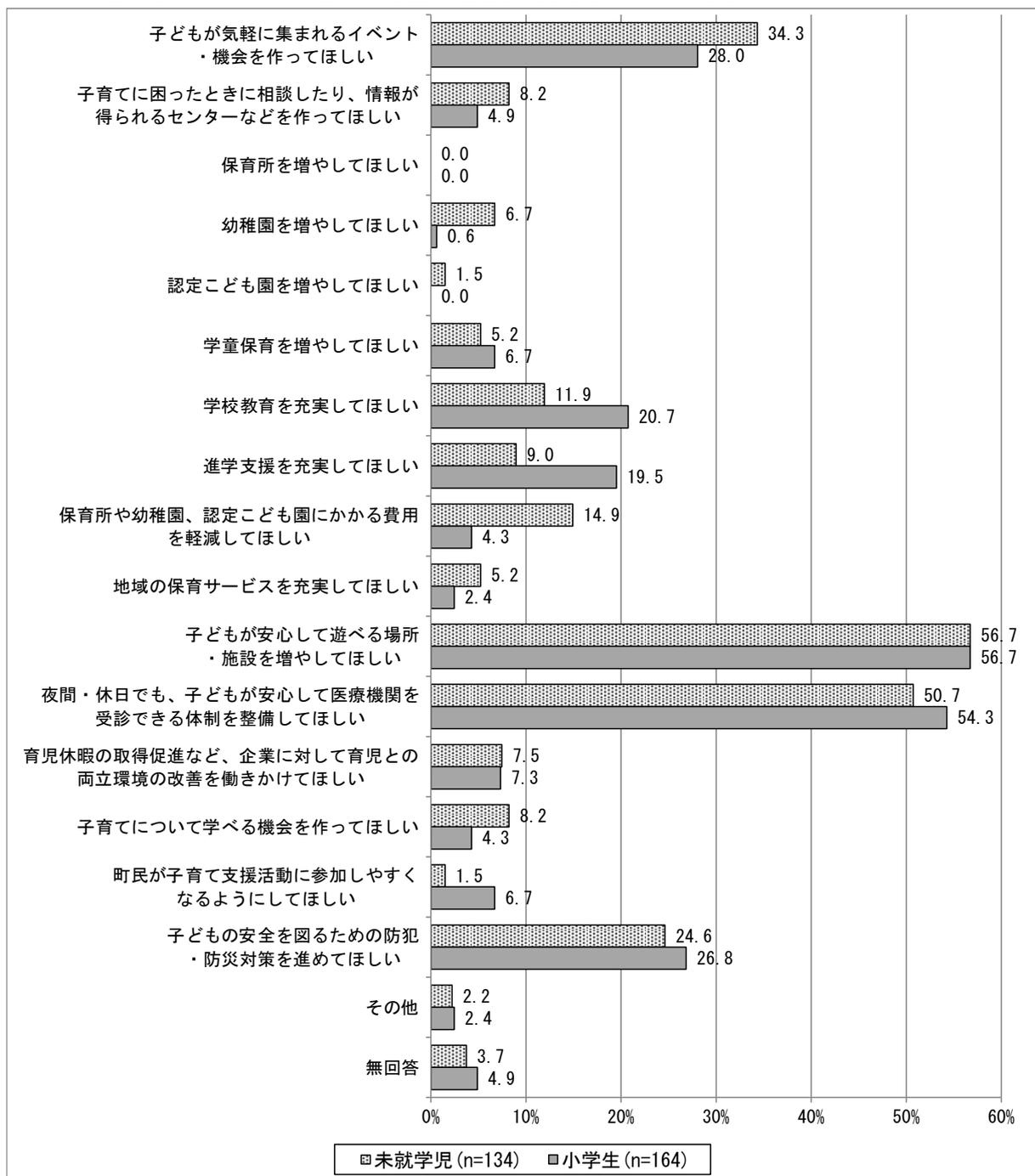
また、小学生では、「子育てしやすいと思う」が21.3%、「まあまあ子育てしやすいと思う」が47.6%となっており、合わせて68.9%が子育てのしやすさを感じているとみられます。その一方で、「あまり子育てしやすいとは思わない」が9.1%、「子育てしやすいとは思わない」が6.7%となっており、合わせて15.8%が子育てのしにくさを感じているとみられます。



⑥今後の町の取り組み（未就学児・小学生共通）

○ 町の子育て支援に対して特に期待することは、未就学児、小学生ともに「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」の割合が最も高く、ともに56.7%となっています。次いで「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が未就学児で50.7%、小学生で54.3%となっています。

また、未就学児と小学生を比較すると、未就学児では「子どもが気軽に集まれるイベント・機会を作ってほしい」、「幼稚園を増やしてほしい」、「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用を軽減してほしい」の3項目、小学生では「学校教育を充実してほしい」、「進学支援を充実してほしい」、「町民が子育て支援活動に参加しやすくなるようにしてほしい」の3項目の割合が高くなっています。



3 子ども・子育て支援事業の実施状況

「伊方町子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）に記載されている子ども・子育て支援事業の実施状況は以下のとおりです。

なお、一部事業において、計画値と実績に乖離が発生したことから、平成29年度に計画値の中間見直しを行っています。

（1）教育・保育事業（子ども・子育て支援給付）

① 1号認定（幼稚園、認定こども園）

1号認定の実績値は、平成27年度と平成28年度は0人、平成29年度は3人、平成30年度は6人、平成31年度は4人となっています。なお、いずれも八幡浜市の幼稚園を利用していません。

計画値と実績値を比較すると、当初計画では各年度で47人、48人の利用希望者を想定していたため、平成27年度から平成29年度は40人以上の差がみられました。中間見直しにより下方修正を行った平成30年度、平成31年度は、それぞれ1人、3人の差となっています。

区分		当初計画			中間見直し	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員（伊方町内施設）	人	0	0	0	0	0
幼稚園	人	0	0	0	0	0
認定こども園	人	0	0	0	0	0
施設型給付を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
計画値（量の見込み）	人	48	48	47	7	7
1号認定	人	48	48	47	7	7
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）	人	0	0	0	0	0
実績値（利用者数）	人	0	0	3	6	4
幼稚園	人	0	0	3	6	4
認定こども園	人	0	0	0	0	0
施設型給付を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
実績値－計画値	人	△ 48	△ 48	△ 44	△ 1	△ 3
定員－実績値	人	0	0	△ 3	△ 6	△ 4

② 2号認定（保育所、認定こども園）

2号認定の実績値は、平成27年度の154人以降、減少傾向がみられます。

実績値と計画値を比較すると、当初計画の期間は37～43人計画値を上回っていましたが、中間見直しにより計画値の上方修正を行った平成30年度、平成31年度は、それぞれ8人、10人計画値を下回っています。

定員と実績値を比較すると、各年度とも定員の範囲内の利用者数となっています。

区分		当初計画			中間見直し	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員（伊方町内施設）	人	253	253	217	197	197
保育所	人	253	253	217	197	197
認定こども園	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
計画値（量の見込み） 2号認定	人	111	110	109	134	129
実績値（利用者数）	人	154	147	149	126	119
保育所	人	154	146	148	125	119
認定こども園	人	0	1	1	1	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
実績値－計画値	人	43	37	40	△ 8	△ 10
定員－実績値	人	99	106	68	71	78

③ 3号認定0歳児（保育所、認定こども園）

3号認定（0歳児）の実績値は、平成27年度は0人、平成28年度以降の各年度で5人以内となっています。

実績値と計画値を比較すると、平成28年度では計画値を2人上回っていますが、その他の年度では計画値を下回る実績値となっています。

区分		当初計画			中間見直し	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（量の見込み） 0歳児	人	3	3	3	11	11
実績値（利用者数）	人	0	5	1	3	4
保育所	人	0	5	1	3	4
実績値－計画値	人	△ 3	2	△ 2	△ 8	△ 7

なお、0歳児の保育利用は、育児休業からの復帰により年度途中から増加しており、最も多い令和元年度には15人の利用見込となります。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 （令和元） 年度
（参考）年度末の利用者数	人	8	12	9	15 （見込み）

④3号認定1、2歳児（保育所、認定こども園）

3号認定（1、2歳児）の実績値は、平成27年度の60人以降、減少傾向がみられます。実績値と計画値を比較すると、各年度とも計画値を下回る実績値となっています。

区分		当初計画			中間見直し	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（量の見込み）	1、2歳児 人	66	63	67	57	44
実績値（利用者数）	人	60	52	52	43	35
	保育所 人	60	52	52	43	35
実績値－計画値		△6	△11	△15	△14	△9

なお、毎年度、年度途中からの保育利用がみられ、最も多い平成27年度には67人の利用実績がみられます。また、年度末の利用者数も、年度当初と同様減少傾向がみられます。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 （令和元） 年度
（参考）年度末の利用者数	人	67	58	53	48	38 （見込み）

0歳から2歳までの施設定員と利用者数を比較すると、各年度とも定員の範囲内の利用者数となっています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳児 定員	人	137	137	98	88	88
0～2歳児 利用者数 計	人	60	57	53	46	39
定員－実績値		77	80	45	42	49

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）は、毎年度 40 人程度の利用を想定していましたが、実績値は 0 人となっています。

②子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、毎年度 14 人の利用を想定していましたが、実績値は 0 人となっています。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、各年度とも計画値を下回る実績値となっています。

このうち、低学年については、平成 29 年度までは計画値を下回っていましたが、平成 30 年度には利用者数が増え、計画値を 2 人上回る実績値となっています。

また、高学年については、平成 28 年度の 10 人を除いて、各年度とも 10 人を下回る実績値となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
低学年	計画値	人	65	58	63	70
	実績値	人	61	57	58	72
		か所	5	5	5	5
実績値－計画値		人	△ 4	△ 1	△ 5	2
高学年	計画値	人	20	17	16	15
	実績値	人	9	10	5	3
		か所	5	5	5	5
実績値－計画値		人	△ 11	△ 7	△ 11	△ 12

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、平成 27 年度には計画値と同程度の利用でしたが、平成 28 年度以降は利用者数が増え、毎年 3,500 人～3,700 人程度の利用がみられます。

実績値と計画値を比較すると、平成 27 年度は計画値を 71 人下回っていましたが、平成 28 年度以降は各年度とも 1,000 人以上上回る実績値となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	人日	2,700	2,628	2,700	2,676	
実績値	人日	2,629	3,652	3,589	3,727	
	か所	1	1	1	1	
実績値－計画値		人日	△ 71	1,024	889	1,051

⑤一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

幼稚園在園児以外の一時的預かり事業は、平成 28 年度に大浜保育所において事業が始まっています。

利用実績は、事業が始まって間もないこと、児童数が減少していること等により、最も利用者数が多い平成 30 年度で 64 人となっています。

実績値と計画値を比較すると、平成 29 年度までは実績値が 3,000 人以上下回っていましたが、中間見直しにより計画値の下方修正を行った平成 30 年度は、計画値を 26 人下回っています。

区分		当初計画			中間見直し
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	人	3,684	3,646	3,646	90
実績値	人	0	45	24	64
	か所	0	1	1	1
実績値－計画値	人	△ 3,684	△ 3,601	△ 3,622	△ 26

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、確保の方策を 0 人とし、提供体制も整備していないため、利用実績は 0 人となっています。

⑦利用者支援事業

利用者支援事業は、計画どおり役場窓口で実施しています。

⑧妊婦健診事業

妊婦健診事業は、平成 27 年度は計画値とほぼ同数の実績値でしたが、平成 28 年度以降は 40 人前後の実績となり、計画値の 80 人を大きく下回っています。

実績値と計画値を比較すると、出生者数が計画値を下回っていることにより、各年度とも計画値を下回る実績値となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	人	80	80	80	80
実績値	人	78	39	43	49
	か所	13	8	9	12
実績値－計画値	人	△ 2	△ 41	△ 37	△ 31

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、各年度とも計画値を下回る実績値となっています。特に、平成29年度は、計画値の53人に対して28人の実績となっています。

実績値と計画値を比較すると、出生者数が計画値を下回っていることにより、各年度とも計画値を下回る実績値となっています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	人	56	54	53	54
実績値	人	46	39	28	39
実績値－計画値	人	△10	△15	△25	△15

⑩養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、平成28年度以降に各年度とも1人～2人の利用がみられます。

実績値と計画値を比較すると、平成29年度は計画値と同じ実績値でしたが、その他の年度は計画値を下回る実績値となっています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	人	2	2	2	2
実績値	人	0	1	2	1
実績値－計画値	人	△2	△1	0	△1

4 子ども・子育て支援関連施策の実施状況

次世代育成支援対策推進法に関連する子ども・子育て支援関連施策の実施状況について、以下のとおり整理します。

目標1 地域における子育ての支援

施策分類	施策1 子育て支援の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援拠点事業 ●一時預かり ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●母親クラブへの助成 ●児童手当支給事業 ●乳幼児及び児童医療費助成事業 ●出産祝い金等の支給 ●小中学校入学経費助成事業 ●3人目以降の児童に対する保育料の軽減 ●婚活の支援 ●あいさつ運動の推進
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭での子育てを支援する各事業について、希望に応じて概ね計画どおり進められています。 ●このうち、「一時預かり」については、大浜保育所一時預かりにおいて平成28年度から始まりましたが、事業が始まって間もないこと、児童数が減少していること等により、利用者数が少数にとどまっています。 ●「3人目以降の児童に対する保育料の軽減」については、令和元年10月より教育・保育の無償化が始まったことにより、制度を廃止しました。 ●平成29年度から、県の事業として「子ども・子育て応援券交付事業」が始まり、第2子以降の子どもの紙おむつ費用の支援が始まりました。本町では独自に第1子に対して紙おむつ費用の支給を行っています。

施策分類	施策2 保育サービス等の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●利用時間の拡充 ●保育内容の充実 ●保育所の統廃合についての検討 ●一時預かり ●放課後児童クラブ
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●児童数の減少を受けて、保育所の統廃合に向けた検討を行っています。 ●「一時預かり」については、保育士の確保や利用者数の伸び悩み等の課題があります。

目標2 保健・医療体制の充実

施策分類	施策1 母子の健康の保持・増進
関連事業	●母子保健事業 ●妊娠期における健康管理 ●保健指導や相談体制の充実
実施状況 ・課題等	●母子保健手帳の交付から妊婦健康診査や乳幼児健康診査、相談等の各事業について、概ね計画どおり進められています。 ●平成28年度より、子供の発達状況の把握や必要な支援を行い、円滑な学校生活が送れるよう、5歳児健診を行っています。 ●発達等専門医師や心理相談員等専門職の導入により、少しずつ支援体制が充実してきています。

施策分類	施策2 「食育」の推進
関連事業	●乳幼児栄養指導の推進 ●小学生・中学生クッキング教室の開催 ●親子の食育教室の開催
実施状況 ・課題等	●乳幼児栄養指導について、概ね計画どおり進められています。 ●教育委員会と連携し、小児生活習慣病予防事業を行っています。 ●クッキング教室は小児生活習慣病事業の一環として、保育所や小中学生を対象に「親子クッキング教室」として実施しています。

施策分類	施策3 思春期保健対策の充実
関連事業	●性や生命の尊重に基づく性教育の推進 ●児童・生徒の虫歯予防 ●健康を脅かす問題についての啓発 ●フッ素洗口普及事業
実施状況 ・課題等	●児童・生徒への健康教育や口腔衛生について、概ね計画どおり進められています。

施策分類	施策4 小児医療の充実
関連事業	●「かかりつけ医」の必要性について普及啓発 ●健康管理に関する教育・普及 ●夜間や休日診療への対応促進 ●休日・夜間の初期救急についての周知 ●「小児救急応急手当マニュアル」の普及 ●二次・三次救急体制の確立 ●休日の小児在宅当番医についての周知 ●予防接種の個別通知、接種勧奨、接種状況の確認 ●予防接種で防げる病気に関する知識の普及や啓発
実施状況 ・課題等	●機会を設けて各情報の普及啓発やガイドブックの発行等に努めていますが、浸透状況の把握は困難な状況です。 ●小児医療体制の確保・維持は継続的に取り組む必要があります。

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策分類	施策1 次代の親の育成
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●人権意識を培う教育の推進 ●男女平等、男女の相互理解や協力に関する教育の推進 ●家庭教育の促進 ●福祉関係施設での体験的学習の推進 ●小・中学生の職場体験などの推進
実施状況 ・課題等	●人権意識や男女共同参画の推進に向けた教育について、取り組みを進めていますが、長期的な取り組みが必要です。

施策分類	施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な幼児教育の推進 ●国際理解教育の推進 ●教育活動指導員による教育の推進 ●教職員の研修会の実施、研修機会の充実 ●環境教育・情報教育の推進
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所、学校において、各種教育を進めています。 ●「国際理解教育」について、英語教育やA L Tの活用、ホームステイをはじめとした国際交流を行っています。

施策分類	施策3 家庭や地域の教育力の向上
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育の支援 ●企業や商店、福祉施設等が連携して子どもの育ちや子育てを支援する地域づくり ●ふるさと教育の推進 ●インターネット上の有害情報への対応
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育やふるさと教育、インターネット利用に関する教育は、学校を中心に行っています。 ●企業や商店、福祉施設等の連携については、連携のあり方や関係者への意識啓発等について、検討が必要です。

目標4 安全・安心のまちづくり

施策分類	施策1 安心して外出できる環境の整備
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の交通の利便性の確保 ●交通安全施設等整備事業の推進 ●公共施設のバリアフリー化の推進 ●チャイルドシートの購入補助
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全対策や公共施設の改善については、整備・改善の計画があるものについて計画的に実施しています。 ●チャイルドシート購入補助については、利用申し込みに対応して実施しています。

施策分類	施策2 防犯・防災対策の推進
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯体制の充実 ●地域ぐるみの防災体制の構築
実施状況 ・課題等	●児童・生徒の防犯対策について、地域の保護者を中心に登下校時の見守りを行っています。

目標5 仕事と家庭・地域生活の両立支援

施策分類	施策1 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進
関連事業	●ワーク・ライフ・バランスについての啓発 ●町民への意識調査
実施状況 ・課題等	●ワーク・ライフ・バランスについての啓発は、ホームページや広報等の活用方法について、検討が必要です。

施策分類	施策2 子育てとの両立支援
関連事業	●保育所の開所時間、延長保育の充実 ●放課後児童クラブ、子どもの居場所づくり ●育児休業制度などの周知や利用促進の啓発
実施状況 ・課題等	●保護者の就労を考慮した保育サービスの提供、育児休業制度などの情報発信は、概ね計画どおり進められています。

施策分類	施策3 男性の家庭生活への参画促進
関連事業	●男性の子育てに対する知識などを習得する機会の提供
実施状況 ・課題等	●効果的な啓発方法や企業経営者への情報発信等の方法について、検討が必要です。

目標6 援助が必要な家庭へのきめ細やかな支援

施策分類	施策1 児童虐待防止対策及び対応の充実
関連事業	●児童虐待に関する啓発活動の推進 ●虐待と見られる事例があった際の的確な対応
実施状況 ・課題等	●児童虐待についての定期的な情報発信や虐待を把握した際の行動体制について、概ね計画どおり進められています。

施策分類	施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進
関連事業	●相談対応の充実 ●経済的負担の軽減 ●就労等自立支援の推進 ●母子家庭等日常生活支援事業
実施状況 ・課題等	●保護者からの相談内容に応じて、必要な支援を行っています。

施策分類	施策3 障害のある児童や家庭への支援の充実
関連事業	●障害児保育事業の推進 ●障害福祉サービス等の提供 ●特別支援教育支援員設置事業の推進 ●地域生活支援事業の推進
実施状況 ・課題等	●学校教育への適応が困難な児童・生徒への教育のため、必要に応じて特別支援教育支援員を配置しています。 ●障害のある児童への日常生活の支援については、児童福祉法に基づく「障害児福祉サービス」により実施しています。

5 子ども・子育て支援に向けた課題

(1) 統計データからみえる課題

- 平成23年以降出生者数の減少傾向が続き、年少人口も減少しています。また、総人口に占める年少人口の割合も低下しており、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いています。
- 子どものいる世帯数の減少が、長期的に続いています。地域の子どもが減ることで地域社会の活気の低下、規模の縮小につながります。また、身近な地域に子育て中の仲間や子育てに共感できる住民が減り、子育て家庭の孤立化が進む可能性があります。
- 婚姻件数は増減の波が激しく傾向の把握が困難な状況となっています。しかし、若い世代の結婚、定住により町内での出産、子育てが進むことになるため、若い世代の家庭の定住促進や安心して出産できる環境整備が必要です。

(2) ニーズ調査結果の概要

- 子育ての相談相手は、家族や親族、近所の人や保育所・学校の保護者の仲間など、日常的に会う機会が多い、身近な人としている保護者が多くみられます。その一方で、少数ながら相談相手がいない保護者もみられるため、誰でも気軽に相談できる窓口の設置、広報が必要です。
- 子育てに関して心配・気になることとして、未就学児では「自分の時間が十分に持てない」が比較的高い割合となっています。平成28年度に一時預かり事業が始まったことから、事業について情報発信を続け、子育て交流事業（スマイルルーム）や相談事業により、負担感の軽減を目指す必要があります。
- 児童虐待発見時の報告義務について、保護者の4割程度が「知らない」と回答しているため、年々変わっていく子育てに関する各種制度、情報の効果的な発信に努める必要があります。
- 町に期待する施策として、最も期待が高い施策は「子どもが安心して遊べる場所・施設の整備」となっています。その一方で、いったん整備した公園や施設については維持管理の課題を増やすことにつながるため、地域のニーズを詳細に把握し、事業の実勢に向けて検討していく必要があります。
- また、「日曜・休日でも子どもが安心して医療機関を受診できる体制の整備」の期待も高いものがあります。近年、町内の医師数が減少し、新たな医師の確保・招へいも難しい状況があるため、これらの取り組みを継続的に進めるとともに、現在の医療体制の維持にも注力する必要があります。

(3) 子ども・子育て支援事業の実施状況

- 現在、町内には保育所6施設が運営されています。少子化の影響もあり、待機児童は発生していません。幼稚園や認定こども園は近隣の市の施設を利用しています。
- 保育所利用者数は2号認定（3～5歳児）では計画値を上回っていますが、3号認定（0～2歳児）の利用は計画値を下回っており、低年齢児保育の利用動向は低くなっています。なお、3号認定は年度途中からの保育利用がみられますが、定員の範囲内の利

用者数となっています。

今後、量の見込み（ニーズ）と確保の方策（供給、事業の実施体制）の設定に向けては実際のニーズを随時把握することが必要です。

- 地域子育て支援拠点事業については、現在、伊方町生涯学習センターでスマイルルームを実施しています。近年、利用者数の増加傾向が続いていることから、誰もが参加しやすい環境づくり、より質の高いイベントの開催等の取り組みを継続することが必要です。
- その他の地域子ども・子育て支援事業の利用者数、実施者数は、少子化の進行とともに減少傾向がみられます。その一方で、一定のニーズがみられることから、保護者のニーズに合わせた実施体制の維持・充実が必要です。

（４）子ども・子育て支援関連施策の実施状況

- 法律や条例において定められた町の関連施策については、概ね当初の計画どおり行われています。また、「教育・保育の無償化」に向けた対応も実施しています。
- その一方で、地域の福祉や小児医療、子育て家庭を支える人材の確保が難しい状況が続いています。
- 今後は、令和元年10月から始まった「教育・保育の無償化」による保護者の働き方と保育所利用の意識の変化や、財政負担の変化を踏まえ、保護者のニーズと町の体制とのバランスを考慮した施策の実施が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、これまでの「伊方町次世代育成支援行動計画」や「伊方町子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）の基本理念を引き継ぐものの、子育ての中心となる家族を取り巻く社会情勢が変化していることから、「子ども」だけではなく、「親」も一緒に成長できるまちづくりを目指し、以下の基本理念を定めるものとします。

「子」と「親」が ともに笑顔で 育つまち

～親子そろって、心豊かに生きる喜びを分かち合う まちづくり～

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を掲げます。

包括的な子育て支援施策の推進のため、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」を基本とし、以下の6項目を施策展開の柱となる基本目標として設定します。

なお、「子ども・子育て支援法」において、設定が定められている量の見込み及び確保の方策については、第5章において設定するものとします。

目標1 地域における子育ての支援

地域社会で安心して子育てをできるよう、保護者のニーズや子育て意識の変化、社会情勢に応じた保育事業を進め、多様な子育て支援のあり方について随時検討し、充実や体制整備に努めます。

また、家庭は子育ての中心となることから、保護者の子育てに関する意識・自覚を高めていくことが必要です。さらに、地域社会においても、地域の将来を支える子どもを育てることについて、理解を深め、地域全体で子どもと子育て家庭の支援する環境づくりを目指します。

併せて、気軽に相談できる体制づくりや、親同士の仲間づくり等により、子育てを地域社会で共有し、楽しむことができる支援体制を整備します。

目標2 保健・医療体制の充実

子どもが健康的に生活できるよう、健康の維持に向けた保健活動や食生活の向上、成長とともに変化する身体や心の健全育成のための健全育成等について、年齢や家族の生活状況に応じた支援を行います。また、子どもの健康だけではなく、ともに生活し成長する家族の心身のサポートにも努めます。

さらに、子どもの健康維持に必要な小児医療体制の維持・確保に努めます。

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

地域の子どもは地域の将来を支え成長させる貴重な資源です。その子どもが健全に成長できるよう、人として必要な人権意識や次の世代の親となる意識の育成等を推進します。

また、学校教育や家庭教育、地域社会における一員としての自覚を育むための多様な教育を推進します。

さらに、子ども同士のトラブルや氾濫する有害情報から身を守るための教育に努めます。

目標4 安全・安心のまちづくり

子どもや親子での外出時に安心して行動できるよう、交通安全対策や防犯対策について、ソフト・ハード両面からの整備・支援を推進します。

また、行政だけではなく、地域ぐるみの防犯体制や交通安全意識の向上等を推進します。

さらに、自然災害発生時に子どもが自らの安全を確保できるよう、防災教育の推進について検討します。

目標5 仕事と家庭・地域生活の両立支援

全国的な傾向として、ライフスタイルの多様化や、働き方改革等の社会的な動向の変化が進んでいます。

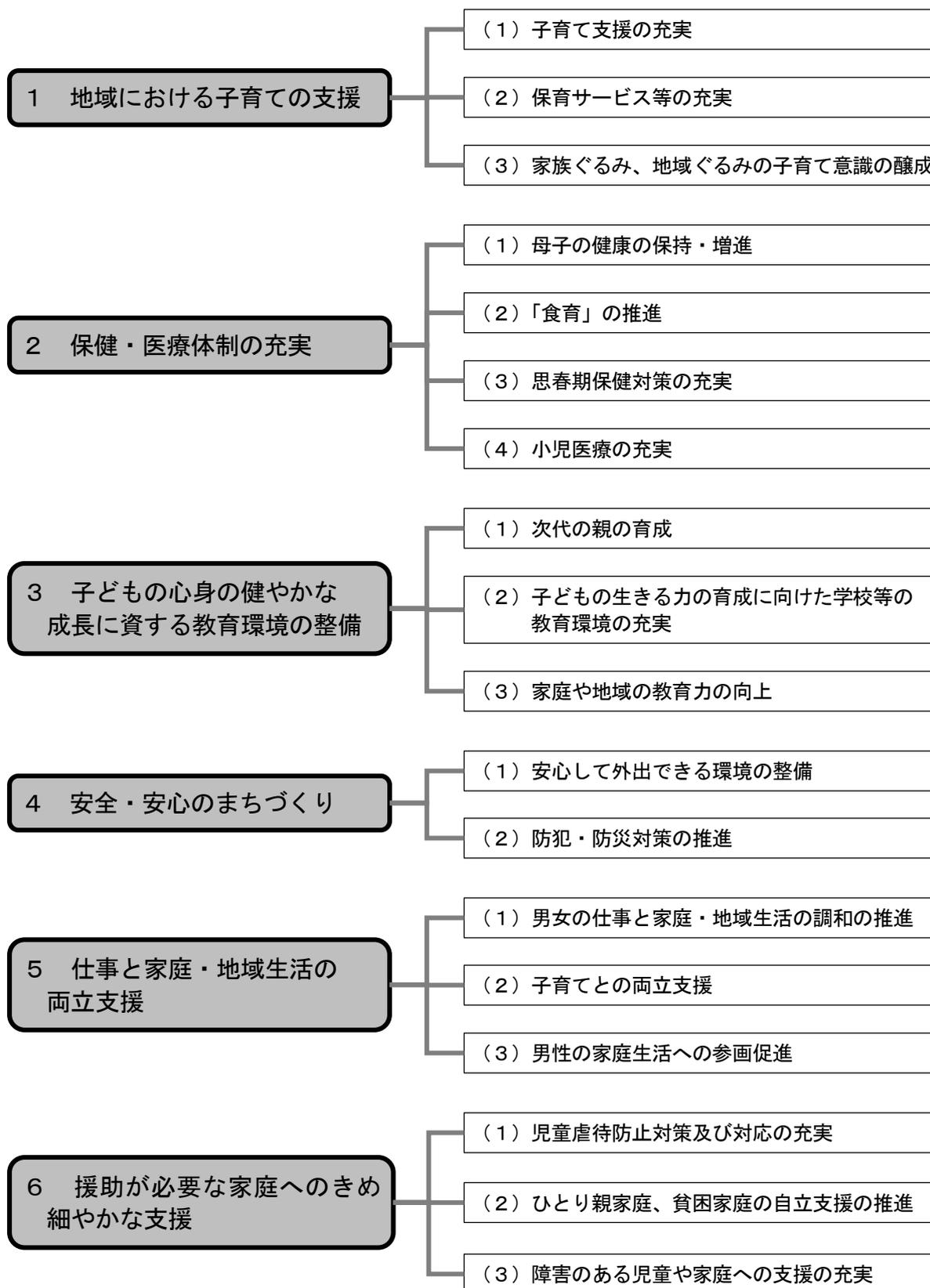
今後も、就労に対する意識は変化することが想定されることから、町の産業構造に考慮した就業環境の改善、必要な技術の導入等を促進するとともに、育児休業の取得や男性の育児参加の促進に向けた職場や地域の環境づくりを促進します。

目標6 援助が必要な家庭へのきめ細やかな支援

虐待を受けているおそれのある子どもやひとり親家庭・貧困の家庭の子ども、障害のある子ども等、支援が必要な子ども（要保護児童）に対して、それぞれの特徴・状況にあった対策が必要となります。また、状況によっては緊急的な対応が必要になることもあります。

このため、子どもの健康や安全等の確保を最優先に、要保護児童やその家庭の状況を的確に把握し、個々の状況に応じ、きめ細やかに対応できるような連携体制や地域社会での助け合いの仕組みづくりを推進します。

3 計画の体系



第4章 子ども・子育て支援関連施策の展開

1 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援の充実

伊方町では少子高齢化の進行が著しく、また、母親の就労率も高い中で、在宅で子育てする家庭の保護者が自分の時間を持つゆとりがなく、また、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立することのないように配慮する必要があります。

また、町内各地域での人口減少、子どもや子育て家庭が減少により、子どもの社会性の低下やコミュニケーション能力の低下が懸念され、地域での子どもの育ちや子育て家庭を見守り、支援していくことがますます重要になっています。

そのため、地域全体で子どもや子育て家庭を応援する意識を高め、親子同士や世代間交流などを進めます。

さらに、子育ての経済的負担を感じる人は多く、希望する人数の子どもを安心して産むことができるよう、経済的負担の軽減を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
家庭での子育てへの支援	<p>家庭で子育てをしている保護者の不安や負担感を軽減できるよう、民生委員・児童委員や保健師等による訪問、相談活動を推進します。</p> <p>また、保護者に対して、困ったときに抱え込むことなく、遠慮なく相談するよう、意識啓発に努めます。</p>	<p>保健福祉課 保健センター</p>
子育て交流広場(スマイルルーム)の充実	<p>保育所を利用していない未就学児童とその保護者を対象に、伊方町生涯学習センター(児遊館)において、子育て家庭同士の交流や情報交換、子育てに関する相談対応等を行います。また、定期的にイベント・行事を開催します。</p> <p>今後は、保護者の相談内容等を精査し、相談対応の質の向上に努めるとともに、イベント・行事の内容の改善を図ります。</p>	保健福祉課
母親クラブの活動支援	<p>子育て中の親子同士の交流を図り、子育てに関する情報の交換や知識を共有することにより、孤立感や負担感を軽減し楽しく子育てできるよう、母親クラブの育成や母親クラブ同士のネットワークづくりなどの活動支援を行います。</p> <p>また、公民館など地域の施設を活用し交流しやすい場の確保に努めます。</p>	保健福祉課

施策・事業	内容	担当課等
児童手当の支給	中学校修了前までの子どもがいる家庭を対象に、児童手当が支給されます。	保健福祉課
子ども医療費助成の充実	現在、中学生以下の児童・生徒を対象に、医療費（通院費、入院費）の助成をしています。	保健福祉課
出産祝い金等の支給	第3子以降の子どもを養育している家庭を対象に、出産祝い金を支給します。 その後、誕生日祝い金を満1歳から満6歳（義務教育就学前）までの児童、就学祝い金を義務教育就学時の児童に対して支給します。	保健センター
就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒等の保護者に対し、入学用品費や学用品費、学校給食費等について、就学援助費を支給します。	学校教育室
子ども・子育て応援券の交付	平成29年度以降に町内で出生・居住している子どもを養育している家庭を対象に、「愛媛っ子応援券」（おむつ券）を交付します。 （第1子から支給）	保健福祉課

(2) 保育サービス等の充実

保護者の就労形態やライフスタイルの多様化への対応を図りながら、子どもの健全育成に向けて、町内保育所における保育内容の充実に努めます。また、早朝・夕方の延長保育の適切な運営実施を図るとともに、児童数の減少を勘案し、保育所統廃合について検討します。

また、在宅で子育てをしている家庭の一時的な保育の受け皿として、一時保育の運営を図ります。

さらに、小学生が放課後を安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
保育の充実	共働き家庭等の理由により家庭での保育が困難な未就学児を対象に、保育所において子どもの成長に沿った保育を行います。 なお、保育の実施に当たっては、子どもの健全育成を最優先とするとともに、保護者のニーズの多様化や社会情勢の変化に対応できるよう努めます。	保健福祉課
3歳未満児の保育料の無償化	令和元年10月から始まった「教育・保育の無償化」に合わせて、無償化の対象とならない3歳未満児を対象に、町独自で助成し、保育料の負担軽減を行います。(保育料：一律4,500円)	保健福祉課
保育所の統廃合	長く続く少子化により、町内の児童数が減少していることから、子どもの人数や地域の状況を勘案しながら、保育所の統廃合を検討します。	保健福祉課
一時預かり事業の充実	平成28年度から、大浜保育所において、短期間の就労や通院、育児のリフレッシュ等で児童を預けたい方を対象に一時預かり事業(余裕活用型)を実施しています。 今後は、申し込み件数の推移を把握し、ニーズに合った実施体制の確保・充実に努めます。	保健福祉課
放課後児童クラブの充実	共働き家庭等の理由により、放課後家庭での保育が困難な小学生を対象に、小学校や近隣の施設において、放課後に適切な遊び、生活の場を確保し、健全育成を図るものです。 今後は、これまでの事業を継続するとともに、保護者の就労状況の変化・多様化に対応できるよう内容の充実、体制の強化に努めます。	保健福祉課

(3) 家族ぐるみ、地域ぐるみの子育て意識の醸成

少子化が進む本町において、結婚し町内に定住し、子どもを産み育てる新しい家族づくりが必要となるため、独身男性の出会いの場を設け、婚活の支援に努めます。

また、子育ては家庭が中心となって担うものですが、家庭だけではなく、地域社会の中で、地域の一員として行っていくことも必要です。そのため、新たに親になる夫婦に自覚を促すため「親育ち」の啓発を図るほか、地域ぐるみの子育てに向けて、地域住民に広くその意義と必要性について意識啓発や情報発信を図ります。

さらに、地域での子育てのため、支援するボランティアグループ等の支援や活動の活性化を促進します。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
婚活の支援	結婚を希望する独身の男女を対象に、定期的に出会いの機会を設けるものです。	保健福祉課
結婚祝い金の支給	町内在住者と結婚し、その後も町内に定住する家庭を対象に、結婚祝い金を支給します。	保健福祉課
「親育ち」の促進 新規	妊婦やその家族を対象に、親になることの自覚や子育てに適した家庭環境の確保に向けた啓発、情報発信に努めます。	保健福祉課 保健センター
子育て意識、子育て家庭への支援意識の啓発 新規	地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員を対象に、子育て家庭への寛容な対応や支援実施に向けた意識向上のための情報発信に努めます。	保健福祉課 保健センター
ボランティア活動の活性化	社会福祉協議会等と連携し、子育てに関わる様々なボランティアの養成を行うとともに、ボランティアグループの育成や啓発に努めます。	保健福祉課

2 保健・医療体制の充実

(1) 母子の健康の保持・増進

妊娠から出産に至るまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子の関係づくりに大きく影響します。特に保護者が精神的に安定することが子どもの健全育成に必要なほか、育児うつや児童虐待の防止のためにも必要性が高いといえます。

そのため、子育ての負担や悩みを軽減し、楽しく感じられるよう、子育ての楽しさや喜びをPRするとともに、健診や訪問指導、相談などの機会を通して子育て不安の解消に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠届を受け付けた際に、母子健康手帳を交付します。交付時には、保健師が面接を行い、説明や相談対応を行います。	保健センター
妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の受診勧奨	妊婦の健康管理や胎児の健康状態の把握のため、必要な健康診査の受診勧奨を行います。 (14回) また、妊婦は食事の接種やホルモンバランスの変化がみられることから虫歯・歯周病になりやすい傾向があります。そのため、受診票を交付し、歯科検診の受診を勧奨します。(1回)	保健センター
妊婦相談の充実	妊娠中の生活や健康状態について、町保健師や栄養士が相談を受け付け、対応します。	保健センター
妊婦訪問指導の推進	妊婦・出産に対する不安の軽減と出産への適応がスムーズにできるよう、妊婦健康診査結果を活用し、支援の必要な妊婦や若年初産婦を中心に訪問指導を実施します。 今後も、状況に応じて医療機関と連絡を取りながら、支援の充実に努めます。	保健センター
赤ちゃん訪問の推進 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、保健師が自宅を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、状況に応じて必要な支援につなげます。	保健センター
乳幼児相談の充実	乳幼児を対象に、発育や発達の状況を確認するとともに、育児についての悩みごとの相談に対応します。	保健センター
乳幼児健康診査の実施	1歳6か月、3歳、5歳の各段階において健康診査を行い、健康状態や発達の状況を把握し子育てを支援します。	保健センター

施策・事業	内容	担当課等
養育支援訪問事業	乳幼児健康診査や乳幼児全戸訪問の結果、養育支援が特に必要と判断した家庭を対象に、家庭訪問を行い、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。	保健センター
不妊治療費の助成	妊娠を希望し、不妊治療を受けている夫婦を対象に、治療費の一部を助成します。	保健センター
妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	妊婦相談や健診、家庭訪問等において、食生活や妊娠期の飲酒・喫煙の危険性、分煙の必要性など、正しい知識の普及・啓発に努めます。なお、妊婦相談時には、可能な範囲で夫婦そろっての参加を呼びかけます。	保健センター
相談体制の充実	子どもの健やかな成長を目指して、母子保健事業の中で、それぞれの対象に応じた支援を行えるよう、支援体制の充実に努めます。	保健センター

(2)「食育」の推進

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。乳幼児期から、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための基本としての食を営む力が育まれていきます。

このようなことから、「伊方町食育推進計画」に基づき、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族の関係づくりなどを行えるよう、地域団体等とも連携し食生活の重要性についての啓発をはじめ、地域の豊かな食材を使った給食や郷土料理、食品の安全性への関心を高めることなど総合的な食育の推進を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
乳幼児栄養指導の推進	乳児相談や1歳6か月健診、3歳児健診などにおいて離乳食実習や栄養相談を行い、食習慣の大切さ、食事づくりなどの啓発・指導を行います。	保健センター
保育所食育教室の開催	保育所児童と保護者を対象に、食生活改善推進員と一緒に、子どもにとって好ましい食習慣を身につけることができるよう、料理を作る楽しさを通じて「食育」について親子で体験する機会の提供を進めます。	保健センター 保健福祉課
親子クッキング教室、クッキング教室の開催	小学5年生とその保護者を対象に、朝食についての講話と調理実習を行います。 また、中学生を対象に食材の選び方や弁当づくりの実習を行います。	保健センター 学校教育室

(3) 思春期保健対策の充実

心身の発達途上の思春期の健康づくりは、乳幼児期とともにその後の健康な生活を送るための重要な時期といえます。

その一方で、食生活の偏り、ゲームやスマートフォンの低年齢層への浸透、子どもに関わる犯罪、少子化による近所の子どもの減少などから、生活習慣に問題を抱える子どもがみられます。

また、全国的にも性の逸脱行動に関する問題、喫煙・飲酒、薬物乱用等の問題、心身ともに悩みの多い時期であることに起因する不登校や引きこもりなどの問題も指摘されています。

このようなことから、思春期の健康づくりに関する基礎的な知識や、酒やタバコ、性・薬物等の健康を脅かす問題に関する正しい知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携し思春期の保健対策の充実を図ります。

さらに、口腔衛生の意識を向上させ、年齢に応じた虫歯予防の取り組みを推進します。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
性や生命の尊重に基づく性教育の推進	発達段階に応じて性や生命に基づく性教育や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	保健センター 小・中学校
健康を脅かす問題についての啓発	飲酒や喫煙、薬物使用等の弊害について啓発を進めます。	保健センター 小・中学校
児童・生徒の虫歯予防	小・中学生を対象に、歯科衛生士によるブラッシング指導や虫歯・歯肉炎の予防について、おやつ摂り方などの話をする歯みがき教室を開催します。	保健センター 小・中学校
フッ素洗口普及事業	町内の小学校で実施しているフッ素洗口について、今後も継続していきます。	保健センター 小・中学校

(4) 小児医療の充実

地域で安心して子どもを産み育てるため、特に体調が変化しやすい子どもの健康の維持増進を図るため、子どもの急病や事故に適切に対応できる医療体制の維持、救急体制の確立に努めます。また、感染症予防のため、ワクチン・予防接種の正しい情報を発信し、年齢に応じた接種を促進します。

さらに、愛媛県全体の中でも小児科医数が減少している中で、松山・八幡浜・大洲小児医療圏における医療体制の充実と圏域を超えた連携に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
身近な小児医療の確保	<p>子どもの身体や病気に関し、日頃から気軽に相談できる「かかりつけ医」の必要性について医療関係者と連携して普及啓発を行います。</p> <p>また、救急医療への対応や医療連携、健康相談、予防などの健康管理に関する教育・普及など、多面的な機能の発揮を促進するとともに、在宅当番医制への協力など、夜間や休日の診療への対応を促進します。</p>	保健センター 町民課
小児救急医療体制の充実	<p>休日・夜間の初期救急について、在宅当番医制の機能や診療時間等について保護者に周知を図るとともに、八幡浜・大洲圏域小児救急医療確保調整協議会による「小児救急応急手当マニュアル」の普及を図ります。</p> <p>また、二次・三次救急体制の充実と搬送体制の強化に向けた取り組みを推進します。</p>	保健センター 町民課
予防医療・保健の推進	<p>ワクチン・予防接種についての最新の情報を発信し保護者の理解を深め、接種費用を助成することで接種率の向上を図ります。また、接種忘れがないよう接種勧奨も行います。</p> <p>さらに、赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査などの母子保健事業を通じて、接種状況の確認や予防接種で防げる病気について説明し、保護者に対する知識の普及や啓発も併せて行っていきます。</p>	保健センター

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

家族形態の多様化や地域における人間関係の希薄化、少子高齢化などの影響により、自分が家庭を持つまで子育ての様子を身近に見たり、乳幼児と接する機会を持たずに親となる人がみられます。これらの方は、自分が子育てをする際に、不安を持ちやすくなるといわれています。

今後、子どもを「次代の親」として、また、明日の伊方町の担い手として、家庭や地域、学校などが連携して、心身ともに健やかに成長できるよう、知識と体験を組み合わせた多様な人材育成の取り組みを推進します。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
人権意識を培う教育の推進	道徳や総合学習等の授業において、思いやりの心や命の大切さ、人権意識を学ぶとともに、人権啓発活動の充実を図ります。 また、保護者に対しては、人権集会などへの参加を促進し、啓発を図っていきます。	生涯学習室
男女平等、男女の相互理解や協力に関する意識啓発	「伊方町男女共同参画基本計画」に基づき、仕事・家事・育児・介護等の様々な場面における男女の役割や共同参画の意識啓発を図ります。	総務課 保健福祉課
家庭教育の促進	保育所や学校と連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、人権教育の重要性についての啓発や講座の充実をめるとともに、子育てに関する保護者を対象とした学習会などを開催します。	学校教育室 生涯学習室 保健福祉課
福祉関係施設での体験的学習の推進	子ども達が生命の大切さを学んだり、思いやりの心を育めるよう、福祉施設等における体験的学習や介護ボランティアなどの機会の充実を図ります。	保健福祉課 保健センター
中学生の職場体験、小・中学生の地域との交流の推進	職場体験を通して様々な業種を体験し、勤労意識や感謝の心を育めるよう、活動を推進します。 また、総合学習などの時間を活用した三世交代流や、運動会等で地域住民に参画していただくなど、地域との交流促進に努めます。	小・中学校 生涯学習室 公民館

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実

学校は、子どもが一日の大半を過ごす学びの場であり、家庭と並んで、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担っています。少子高齢化の進行や経済の低成長、環境問題、国際化、情報化等社会情勢の複雑化の中にあって、子ども達が次代を担う大人として、また、ふるさとに愛着を持ち、住みやすい地域を築いていけるよう、さらには、豊かな人間性や社会性、創造力を培い、心身ともにたくましく生きる力を身につけることができるよう、学校教育の内容の充実を図るとともに、学校が地域と家庭と連携して地域に根ざした学校づくりを進めていきます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
総合的な幼児教育の推進	保育所と学校のそれぞれの活動で交流を図り、地域の行事などに積極的に関わる機会を持つことで、人とのふれあいや関わりを大切にした幼児教育の推進を図ります。	保健福祉課 学校教育室
教育活動指導員による教育の推進	中学校の英語や数学など、きめ細かな授業の展開を図るため、教育活動指導員による教育の推進に努めます。	学校教育室
環境教育・情報教育の推進	子ども達に地域や地球環境、エネルギーへの関心を高めるための教育を推進します。 また、社会情勢に対応し、情報機器を活用した情報教育を推進します。	学校教育室
国際理解教育の推進	グローバルな視野を持った人材を育成するため、姉妹提携先のアメリカ・レッドウイング市とホームステイをはじめとした交流を行います。 また、ALT（外国語指導助手）の活用、英語スクール等の充実を図ります。	学校教育室 生涯学習室 公民館
教職員の研修会の実施、研修機会の充実	教職員の質の向上に向けた研修会を実施します。また、社会情勢や教育現場での課題を考慮し、研修内容の改善、充実に努めます。	学校教育室
子どもに対する相談、指導体制の充実	関係機関や町補導会、関係課と連携し、不登校やいじめなど、子ども一人ひとりの現状、その背景にあるものを的確に把握し、問題に対応できる相談・指導体制の充実に努めます。	学校教育室

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子育ての基盤である家庭が子どもにとって安心して生活できる場となるよう、また、子どもに対するしつけや生活習慣の獲得など、基本的なことが行えるよう、家庭教育を支援します。

また、子ども達が地域の様々な人との関わりの中で、社会性やコミュニケーション能力、思いやりの心などを育めるよう、さらには、保護者が楽しく自信を持って子育てができるよう、地域において子どもの育ちや子育てを支援する仕組みづくりを進めます。

さらに、インターネットやスマートフォンが低年齢層に普及していることから、ネットに端を発する犯罪やトラブルの予防のため、子どもと保護者に有害情報対策のための意識啓発を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
家庭教育の支援	子育ての基盤である家庭が子どもにとって安心して生活できる場となるよう、また、子どもに対するしつけや基本的な生活習慣の定着など、家庭教育を支援します。	保健福祉課 生涯学習室
ふるさと教育の推進	子ども達が地域の歴史や文化、自然、産業など、ふるさとへの関心と愛着を持ち、地域の一員として社会性やコミュニケーションを向上できるように、地域住民や団体との連携を図りながらふるさと教育を推進します。 また、地域の教育力の活用や様々な体験機会を通してふるさとの良さを感じ取る事ができるよう努めていきます。	公民館 町見郷土館
インターネットやスマートフォンの安全な使用の促進	児童・生徒、保護者を対象に、インターネットやSNS等における危険情報、犯罪等の危険性についての教育も推進します。 また、町PTA連合会によるスマートフォンの適正利用に関する意識啓発を図ります。	学校教育室 生涯学習室

4 安全・安心のまちづくり

(1) 安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦等が安全に安心して外出できるよう、道路や交通安全施設の整備・更新を進めるとともに、公共施設等におけるオムツ交換台の設置など、子育てバリアフリーを進めます。

また、子どもが交通事故の被害に遭わないよう、関係機関や地域団体等との連携により保育所や小・中学校、地域での交通安全教育を推進します。

さらに、自家用車内の子どもの安全を確保できるよう、チャイルドシート普及のため購入費の補助を行います。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
住民の交通の利便性の確保	地域住民の足として、令和元年10月よりスクールバスを活用した「伊方町地域循環バス」の運行を開始しています。 今後も、町内各地の子育て家庭の利便性向上に向けて、改善に努めます。	総務課
公共施設のバリアフリー化の推進	乳児を持つ保護者の利便性の確保のため、公共施設の改修に合わせて、各施設のトイレへのオムツ交換台等の設置について推進を図ります。	総務課
交通安全施設等整備事業の推進	交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道の新設や交差点の改良、道路照明灯やカーブミラーの設置等の整備を推進します。 また、新入学児童へのランドセルカバーや腕章の配付を行い、歩行者・自転車の安全確保・事故の防止を図ります。 さらに、保育所入所児童の交通災害共済加入の補助を行い、万が一の事故の際の補償についても配慮します。	総務課
チャイルドシートの購入補助	自家用車の乳幼児の安全を守るため、チャイルドシート購入費の費用の一部を助成します。 併せて、チャイルドシートの必要性を啓発し、着用の促進や交通事故被害の軽減を図ります。	総務課

(2) 防犯・防災対策の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関や地域団体、保護者、学校等が連携して登下校時の見守りや定期的な巡回、不審者情報の発信など、防犯体制の充実に努めます。

また、風水害や地震などの災害時にひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭、障害のある保護者の家庭など、災害時に支援が必要な人が適切に避難できるよう、また、安否確認や避難所での生活への支援など、地域ぐるみの防災体制の構築を促進します。

さらに、災害時に子どもの安全を確保するための体制整備や自らが身の安全を確保するための意識啓発を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
防犯活動の促進	<p>子どもを犯罪などの被害から守るため、関係機関や地域団体、保護者、学校などが連携して登下校時の見守りや定期的な巡回、不審者情報の発信など、防犯体制の充実に努めます。</p> <p>また、新入学児童に対し防犯ブザーの支給、見守り隊による登下校の指導や声掛けの実施、八幡浜警察署からの情報提供による不審者情報のホームページへの掲載や情報提供などに随時努めていきます。</p>	総務課 学校教育室 生涯学習室
地域ぐるみの防災体制の構築	<p>地震などの災害時にひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭、障害のある保護者の家庭など、支援が必要な人が適切に避難できるよう、また、安否確認や避難所での生活への支援など、地域ぐるみの防災体制の構築を促進します。</p>	総務課
防災教育・防災対策の推進 新規	<p>保育所や小中学校において、自然災害発生時に児童・生徒の安全を確保するための体制整備・充実に努めます。</p> <p>また、児童・生徒が自らの安全を確保できるよう、防災教育の推進に努めます。</p>	小中学校 保育所

5 仕事と家庭・地域生活の両立支援

(1) 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進

男女の役割を固定化せず、ともに個人の生き方や人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とするとともに、長時間労働の改善や健康的な生活の確保など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

今後は、関係機関や事業者、地域などと一体となって、「ワーク・ライフ・バランス」の実現や労働時間短縮に向けて、住民や事業者をはじめ、関係団体等に啓発を進めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進のため、ワーク・ライフ・バランスの意義や取り組みについて、啓発ポスターの掲示や町広報誌を活用した啓発に取り組みます。	総務課 産業課
「働き方改革」の促進	長時間労働の是正や仕事と家庭・地域生活との調和の改善に向けて、町内各事業所に対して、職種や規模、経営状況に応じた「働き方改革」の促進に努めます。	総務課 産業課

(2) 子育てとの両立支援

男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の最新の内容を網羅した、育児休業の取得促進や受け入れ体制の整備を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
育児休業制度等の周知や利用促進の啓発	県や関係機関と協力し、育児休業制度等の周知や利用促進の啓発に努めます。	保健福祉課
保育所サービス等の充実	共働き家庭や働き方の多様化に可能な範囲で対応し、働く親の子育ての両立と子どもの健やかな成長を支援できるよう、保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めます。	保健福祉課

(3) 男性の家庭生活への参画促進

令和元年度に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」によると、家庭における男女平等の状況は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が40.8%、「平等になっている」が36.0%となっており、家庭生活において男性が優遇されている認識が根強く残っています。

父親の家庭生活への参加は、母親の子育ての負担感を軽減するだけでなく、父親も子どもとのコミュニケーションを深め健全な親子関係を築くことにつながります。

そのため、父親の子育てに対する知識などを習得する機会の提供を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
啓発・広報活動の推進	「伊方町男女共同参画基本計画」に基づき、家庭の実情に合った家事分担等について、父親のみならず子どもも含め家族による話し合いを促進します。 また、広報等による男性の家事参加等に関する啓発を進めます	総務課 保健福祉課
男性の家庭生活参画促進のための教室の開催	子育て期の父親のみならず、退職後の男性などが育児や料理、介護などが必要になったときにも困ることなく行えるよう、知識や技術習得のための教室を開催します。	保健福祉課 生涯学習室 公民館

6 援助が必要な家庭へのきめ細やかな支援

(1) 児童虐待防止対策及び対応の充実

全国的に、児童虐待が大きな問題となっています。その背景には、それまで「しつけ」とされていた多くの行為が「暴力」や「虐待」として認識されるようになったことが考えられます。児童虐待の背景には、子育て不安をはじめ、育児うつ、家庭の経済状況や配偶者・パートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下DV））などの様々な問題が考えられます。

今後、子どもの心身に深刻な被害を与える児童虐待について、未然に防止できるよう健診時の相談や保育所、小・中学校、診療所等との連携を強化し、早期発見に努めるとともに、県等関係機関との連携を図り被害に遭った子どもの保護や保護者に対する心のケアなど、対応の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
児童虐待に関する啓発活動の推進	広報誌やパンフレットなどの媒体を活用して、児童虐待防止法等に関する情報を提供し、通告義務等に対する理解など、住民の虐待防止に関する意識の醸成を図っていきます。	保健福祉課
DV等の防止に向けた、意識啓発の推進	児童の目前でのDVなど、児童への間接的な被害を防止するため、DV等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。	保健福祉課
伊方町要保護児童対策地域協議会の活動促進	児童虐待防止のため、関係機関、関係団体と連携し、要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、伊方町要保護児童対策地域協議会を開催します。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催します。	保健福祉課
保育所や学校、家庭訪問等を通じた把握	保育所での生活や小・中学校での不登校、長期欠席、問題行動などの背景に虐待がないか、保育士や教職員一人ひとりが平素から保育・教育活動や家庭訪問等を通して児童や家庭への関わりを深めます。	保健福祉課 学校教育室
児童虐待への対応	虐待と見られる事例があった際には、愛媛県中央児童相談所等関係機関との連携により、一時保護などの的確な対応に努めます。その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどの対応を進めます。	保健福祉課

(2) ひとり親家庭、貧困家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、経済的な問題をはじめ、生活や養育など様々な問題を抱えていることから、精神的な不安の解消や自立に向けた相談・指導など、自立支援をより一層推進する必要があります。

そのため、ひとり親家庭が経済的にも精神的にも安定した生活が送れるよう、また、児童の健全育成や福祉の向上が図られるよう、関係機関との連携を図り、就業相談や指導などの充実に努めるほか、サービス利用等に関する情報の提供や利用促進を図ります。

また、様々な理由により経済的に困窮している貧困家庭に対しても、実態の把握に努めるとともに、家庭の状況に応じた支援に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
相談対応の充実	ひとり親家庭や貧困家庭の保護者が抱えている様々な問題・悩み等を解決するため、適切な助言及び情報提供をするなどの相談対応の充実に努めます。	保健福祉課
就労等自立支援の推進	児童扶養手当現況届時などに周知資料を配付するとともに、役場本庁において、愛媛県の母子・父子家庭自立支援員による就労相談等を開催し、ニーズなどに応じた自立支援計画を策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援の実施に努めます。 また、ひとり親家庭などからの相談に応じ、自立支援のための総合的なサービスの提供を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業について周知を行います。	保健福祉課
経済的負担の軽減	ひとり親家庭の経済的負担の軽減や児童の健やかな育成を図るため、医療費の助成や児童扶養手当の支給を行います。	保健福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭において、乳幼児の保育や児童の生活指導等が必要な際に、家庭生活指導員が訪問し、必要な支援を行います。 また、制度の適切な利用促進のため、制度の普及に努めます。	保健福祉課
貧困家庭の把握 新規	学校や地域において、子どもの行動や服装等から家庭の貧困状況を把握し、本人、家族に配慮しながら実態を把握します。	保健福祉課 学校教育室

施策・事業	内容	担当課等
生活困窮世帯の子どもの生活支援 新規	生活困窮者自立支援制度を活用し、子どもの日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援に努めます。	保健福祉課

(3) 障害のある児童や家庭への支援の充実

障害のある子ども一人ひとりが、自分の能力や個性を最大限に伸ばすことができるようにするためには、一人ひとりの障害の状態やニーズ等に即したきめ細やかな支援が必要です。

そのため、保育・療育・特別支援教育など、子どもの障害に適切に対応できるよう、相談窓口の整備や療育体制、特別支援教育体制、障害福祉サービス提供体制の充実を図るとともに、各ライフステージの支援がつながりを持って行えるよう、関係機関の連携強化に努めます。

また、発達障害の早期発見と早期対応が行えるよう、保育所や小学校、医療機関等との連携を強化します。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
障害児保育事業の推進	障害の有無に関わらず保育事業を利用できるよう、町内全保育所において障害児の受け入れ体制を整備します。 また、保健センターと連携し、受け入れ時の対応についても情報共有を行います。	保健福祉課
特別支援教育支援員設置事業の推進	障害等により学校生活への適応が困難な児童・生徒が豊かな学校生活を過ごせるよう、必要に応じて公立の小中学校に特別支援教育支援員を配置します。	学校教育室
特別支援連携協議会の開催	障害のある児童・生徒一人ひとりに合った教育や学校生活への支援を行うため、各校に配置したコーディネーターにより、個別の指導計画や支援計画の作成について協議します。 また、指導計画や支援計画の作成の際には、保護者の意見や希望も尊重しながら作成し、教職員の相互理解の基に取り組みを進め、児童の成長に合わせて改善を図ります。	学校教育室
研修会等の開催	教職員の専門的知識や指導技術の向上、指導方法の工夫改善を行うため、研修会の開催を実施するとともに、保護者に対する子ども支援教育相談や巡回相談を実施します。	学校教育室

施策・事業	内容	担当課等
障害児福祉サービス等の提供	障害のある子どもを対象に、「伊方町障害児福祉計画」に基づき、サービスニーズに応じた障害児福祉サービス等を提供します。	保健福祉課
地域生活支援事業の推進	障害のある児童や保護者の日常生活の支援のため、「伊方町障害福祉計画」に基づき、相談支援事業や日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業の提供を進めます。	保健福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

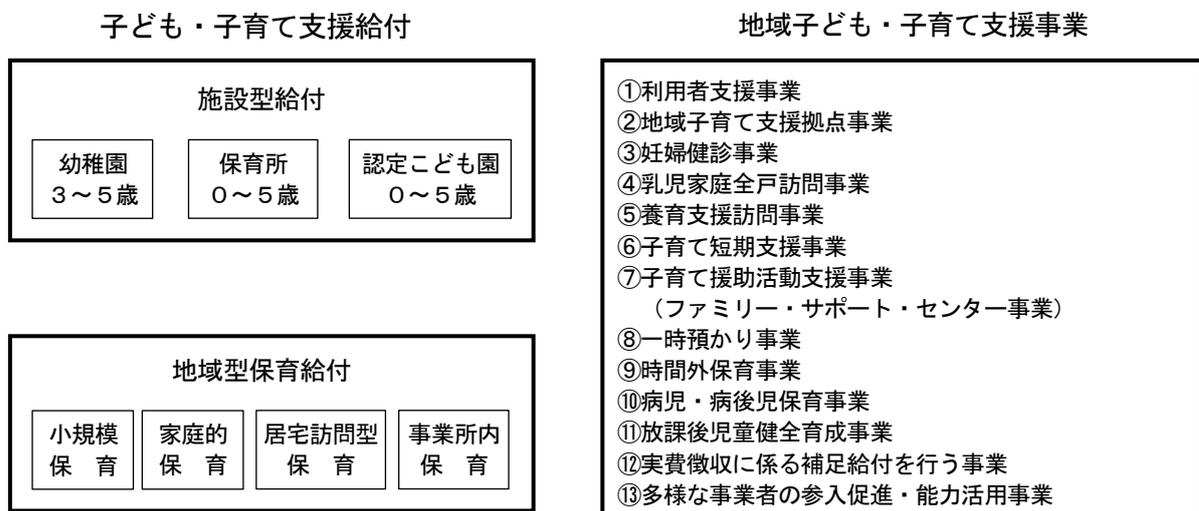
1 子ども・子育て支援事業の概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2種類に大別できます。

このうち、「子ども・子育て支援給付」は、幼稚園や保育所、認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業です。また、「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所、認定こども園で行う教育・保育サービスを補完したり、情報提供・相談等を行うなど、地域の実情に応じた子育て支援を行う事業です。(伊方町内においては、保育所のみ)

「子ども・子育て支援事業計画」では、これらの事業を実施するための計画であり、各サービスを確保する目標量や確保の方策を定めます。



(2) 給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、町では子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分の認定を行います。教育・保育施設では、認定区分を受けた子どもを対象に、必要な教育・保育を実施します。

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供機関（伊方町の場合）
1号認定	なし	3～5歳	町外の幼稚園、認定こども園
2号認定	あり	3～5歳	保育所
3号認定	あり	0～2歳	保育所

2 子どもの推計人口

本計画期間（令和2年～令和6年度）の児童数の推計は、平成27年～平成31年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法により、以下のとおり算出しました。

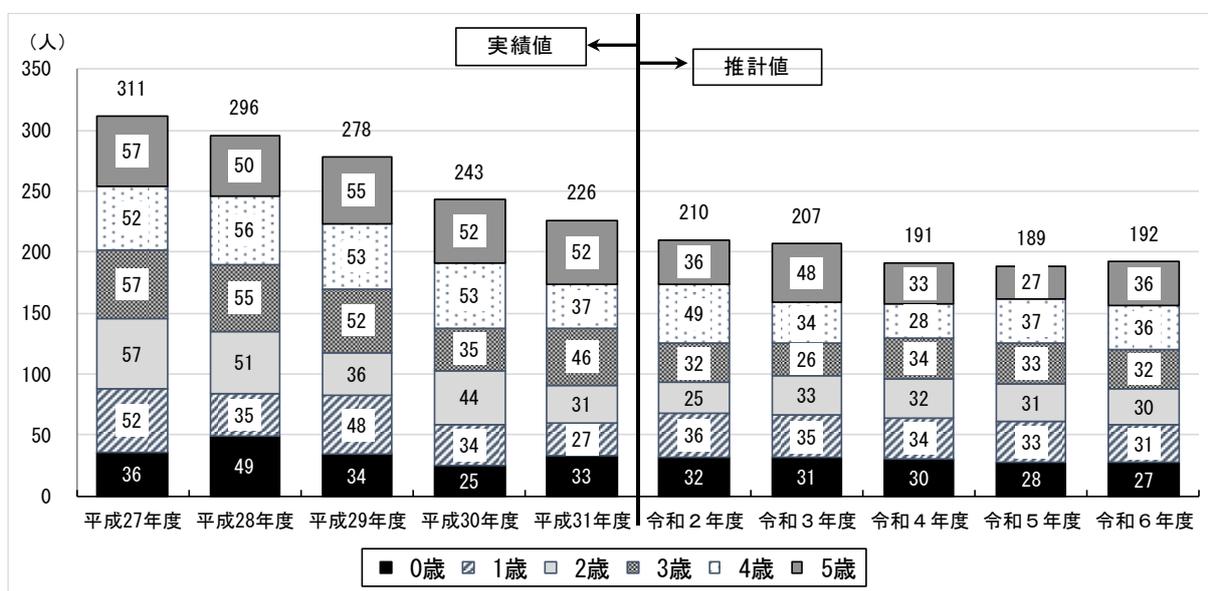
全体の傾向として、これまでの出生者数の減少、出産する母親の年齢層の人口減少等により、児童数の減少傾向が続くものと想定します。

コーホート変化率法

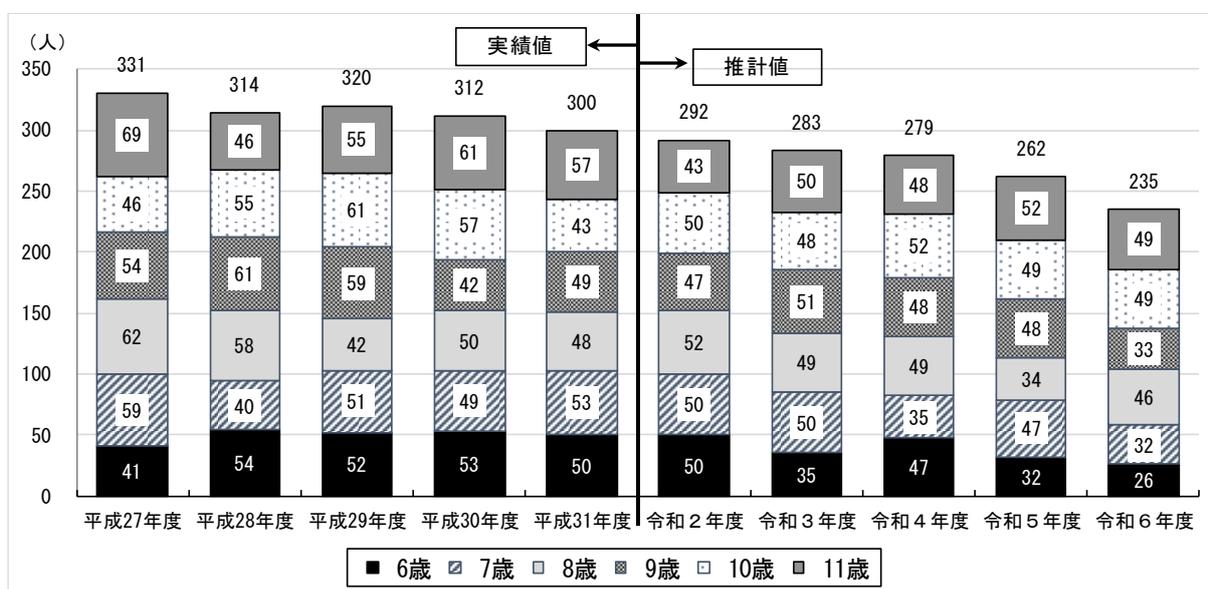
「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ期間に産まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

(1) 未就学児（0～5歳）



(2) 小学生（6～11歳）



3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域は、町全体を一地区とします。

4 教育・保育提供体制の確保

(1) 子ども・子育て支援給付（量の見込み及び確保の方策）

【量の見込みの考え方】

- 教育施設、保育施設の平成27年度～平成30年度の利用率（利用者数／該当年齢の人口）の平均値がそのまま推移するものとします。

【確保の方策】

- 今後も、既存の教育・保育施設において実施するものとします。
- 教育施設については、町外の幼稚園等に通園するものとします。

■教育施設（1号認定等）の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	4	3	3	3	3
②確保の方策（利用定員） (人)	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
過不足②-① (人)	△ 4	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3

■保育施設（2号認定）の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	106	98	86	88	94
②確保の方策（利用定員） (人)	197	197	197	197	197
特定教育・保育施設	197	197	197	197	197
過不足②-① (人)	91	99	111	109	103

■保育施設（3号認定 0歳児）の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	12	10	10	10	9
②確保の方策（利用定員） (人)	12	12	12	12	12
特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
過不足②-① (人)	0	2	2	2	3

■保育施設（3号認定1・2歳児）の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	36	40	39	37	36
②確保の方策(利用定員) (人)	76	76	76	76	76
特定教育・保育施設	76	76	76	76	76
過不足②-① (人)	40	36	37	39	40

(2) 地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保の方策）

①利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方、確保の方策】

- 町役場窓口で対応するものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の方策 (実施か所数)	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 利用者数の増加傾向がみられることから、平成27年度～平成30年度の利用率（利用者数/0～2歳の人口）が今後も上昇するものと想定し、設定します。

【確保の方策】

- 今後も、伊方町生涯学習センターにおいて実施するものとします。また、令和2年度より、「出張スマイルルーム」として、三崎地域、瀬戸地域それぞれに毎月1回、訪問型の事業を実施します。
- 事業実施に当たっては、利用日及び利用時間帯等、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者への周知徹底を図り、一定の利用者数を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日)	3,384	3,600	3,492	3,336	3,192
②確保の方策 (人日)	3,384	3,600	3,492	3,336	3,192
実施か所 (か所)	3	3	3	3	3
過不足②-① (人日)	0	0	0	0	0

③妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり14回の受診が可能です。

【量の見込みの考え方】

- 平成28年度～平成30年度の利用率（受診者数／0歳の人口）の平均値がそのまま推移するものと想定して設定します。

【確保の方策】

- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討し、量の見込みに対する受診体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	43	42	40	38	36
②確保の方策 (人)	43	42	40	38	36
過不足②-① (人)	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 平成28年度～平成30年度の利用率（訪問者数／0歳の人口）の平均値がそのまま推移するものと想定して設定します。

【確保の方策】

- 保健師と連携を図りながら、母子保健活動において量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	34	33	32	30	29
②確保の方策 (人)	34	33	32	30	29
過不足②-① (人)	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 利用実績のある平成30年度の訪問率（訪問者数／未就学児の人口）がそのまま推移するものと想定して設定します。

【確保の方策】

- 保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	1	1	1	1	1
②確保の方策 (人)	1	1	1	1	1
過不足②-① (人)	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- これまで利用実績がみられないため、本計画期間内の量の見込み、確保の方策は設定しないものとします。

⑦子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- ニーズ調査、利用実績の両方で0人日が想定されるため、本計画期間内の量の見込み、確保の方策は設定しないものとします。

⑧一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

なお、本町では幼稚園が設置されておらず、幼稚園における一時預かりの利用実績がないことから、「在園児対象以外」の一時預かりのみ設定します。

【量の見込みの考え方】

- 平成28年度～平成30年度の利用率（利用者数／未就学児の人口）の平均値がそのまま推移するものと想定して設定します。

【確保の方策】

- 保育ニーズの把握を続け、これまでどおり、町内で1か所以上の提供施設の確保に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	(人日)	35	35	32	32	32
②確保の方策	(人日)	35	35	32	32	32
実施か所	(か所)	1	1	1	1	1
過不足②-①	(人日)	0	0	0	0	0

⑨時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

○今後、「保育所」、「認定こども園」等を利用したいと回答した人（0～5歳）、かつ、利用希望時間が「18:00以降」の人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数を基に設定しています。

【確保の方策】

○「18:00」以降の回答者は、全て「18:30まで」と回答していることから、現行制度の適切な活用を促します。また、今後、利用希望が高まる可能性があるため、保護者のニーズに合った人材の確保、体制の整備に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	(人日/年)	16	16	16	14	16
②確保の方策	(人日/年)	16	16	16	14	16
過不足②-①	(人日/年)	0	0	0	0	0

⑩病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

○これまで利用実績がみられず、利用希望の問い合わせもないため、本計画期間内の量の見込み、確保の方策は設定しないものとします。

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

- 平成27年度～平成30年度の利用率（利用者数／小学生の人口）の動向をみると、低学年では利用率が上昇していることから、今後も利用率が上昇するものと想定し、設定します。
- 同期間の高学年の利用率は低下傾向がみられることから、平均値がそのまま推移するものと想定し、設定します。

【確保の方策】

- 今後は、低学年、高学年の利用希望者の動向を注視しながら、受け入れ体制の維持・充実を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	80	71	70	61	55
低学年	74	65	64	55	50
高学年	6	6	6	6	5
②確保の方策 (人)	90	90	90	90	90
実施か所 (か所)	5	5	5	5	5
過不足②-① (人)	10	19	20	29	35

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

【確保の方策】

- 支援が必要な児童を適切に把握し、事業を適正に運用します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

- 参入希望のある事業者に対して、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

5 教育・保育施設の一体的提供について

本町には、現在保育所のみ整備されています。当面は、保育所における保育事業を中心に進めていきます。

なお、中長期的には、保護者の就労の有無に関わらず、地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園への移行検討をはじめとして、保育所を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

6 教育・保育の質の向上へ向けた取り組み

少子化の進行や保護者の働き方の変化など、求められる保育の変化に対応できるよう、保育士を中心に研修を行い、保育の質の向上を図ります。

また、子どもが安心して、健全に過ごせる保育環境の整備のため、保育所の施設・設備の更新に努めます。

さらに、よりよい保育のあり方について、町、保育所その他関係機関が連携し、質の向上に向けて、検討を続けていきます。

7 安心して子育てができる環境づくりを目指して

■安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

妊娠から出産に至るまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子の関係づくりに大きく影響するため、特に保護者が精神的に安定してゆとりを持って子育てが行えることが大切です。安心して子どもを産み、育てるために、母子ともに健康な子育て環境の充実や、子育てを取り巻く生活環境の整備を促進するとともに、障害のある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、貧困家庭、児童虐待の疑いのある家庭などの特別な支援を必要とする家庭への支援等、子育て世代が安心して生活でき、子育てができる環境づくりに取り組みます。

■子どもが健康でたくましく育つ環境づくり

将来に向けて、子ども達が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生き抜く力の育成に向けた学校教育環境等の整備を行うなど、子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、また、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで、自ら学ぶ環境づくりなど、子ども達が健やかにたくましく育つ環境づくりに取り組みます。

町では、次代の親の育成への取り組みとして、福祉関係施設での体験的学習の推進、小・中学生の職場体験などの推進に取り組んでいきます。

■子ども等の安全の確保

関係機関や地域団体、保護者、学校などが連携して登下校時の見守りや定期的な巡回、不審者情報の発信など、防犯体制の推進を継続していきます。

また、風水害や地震などの災害時にひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭、障害のある保護者の家庭など、支援が必要な人が適切に避難できるよう、また、安否確認や避難所での生活への支援など、地域ぐるみの防災体制の構築を促進します。

インターネット上の有害情報やSNSにおけるいじめへ対応するため、中学生を対象として、ネット被害やトラブルを招かないよう、八幡浜警察署や愛媛県総合教育センターなどから講師を招き、保護者・生徒がともに研修し、インターネット上の有害情報やトラブルから子どもの安全を守ります。

■各種経済支援施策の推進

町では、子育ての財政支援策として、児童扶養手当の支給、母親クラブへの助成、児童手当支給事業、乳幼児及び児童医療費助成事業、出産祝い金等の支給、小中学校入学経費助成事業を継続して行い、支援していきます。

また、交通安全、防犯対策も兼ねて、チャイルドシートの購入補助や、新入学児童に対し防犯ブザーの支給も併せて行っていきます。

8 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取り組み

近年、国を挙げて、企業での働き方や男女の役割のあり方の再考を促す動きが続いています。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現をしていかなければなりません。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しや育児休暇の取得促進等による子育ての両立を支援します。併せて、町内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、保護者がひとりで悩みを抱え込むことがないように、地域における子育て活動を積極的に支援するなど、子育てと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

また、働いている全ての人が、仕事と生活のバランスが取れる多様な働き方、ライフスタイルを選択できるよう促すために、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境を作ることが大切です。

企業においては、育児休業や短時間勤務等の柔軟な働き方ができる制度を利用しやすい環境の整備を促していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

■庁内体制の整備

本計画の推進に当たっては、各施策の関係部署等が連携・協力し横断的な取り組みを積極的に進めます。

■地域における取り組みや活動との連携

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育など、様々な分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、NPO法人などの地域組織、関係機関等と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握して子育て支援に努めます。

2 計画の点検・評価・改善

■子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

■計画の公表、町民意見の反映

町民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが大切です。そのため、本計画について関係機関・団体等への配付やホームページなどでの内容公表・紹介などに努めます。

また、あらゆる機会で町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資 料 編

資料編

1 伊方町子ども・子育て会議条例

○伊方町子ども・子育て会議条例

平成26年3月19日

条例第11号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伊方町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、子育て支援に関し、会議が調査、審議することが適当と認め
る事項

(組織)

第3条 会議は、委員13名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、児童福祉担当課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開催する会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 伊方町子ども・子育て会議委員名簿

No.	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	1号委員 (保護者)	町地域活動連絡協議会長	篠澤 朋子	伊方地区ともしび 母親クラブ会長 H31年度 まで
2		地区保育所保護者連絡 協議会長	渡邊 翼	九町保育所保護者会長 H31年度
			市川 和人	伊方保育所保護者会長 R1年度
3	町PTA連合会長		阿部 孝志	三崎中学校保護者代表 H31年度
			宇都宮正明	伊方中学校保護者代表 R1年度
4	2号委員 (事業従事者)	町保育所長会長	寺坂 なほみ	三崎保育所長
5		町学童クラブ指導員代表	亀井 睦子	いかた学童クラブ
6		町中央保健センター所長	井村 桂子	
	米澤 真紀			R1年度
7	3号委員 (学識経験者)	町民生児童委員協議会代表 (主任児童委員)	三浦 五十鈴	H31年度
			阿部 美喜子	R1年度
8		町校長会長	二宮 みね子	九町小学校長 H31年度
	柳 希彦		三崎小学校長 R1年度	
9		学識経験者	渡邊 紀代	副会長
10	4号委員	副町長	濱松 爲俊	会長
11	(町長が認める者)	教育長	河野 達司	
事 務 局		町教育委員会事務局長	菊池 嘉起	
		生涯学習室長	三好 利文	
		学校教育室長	篠澤 仁人	
		町中央保健センター保健師	安部 知子	H31年度
			上田 陽	R1年度
		保健福祉課長	坂本 明仁	事務局長 H31年度
			小野瀬博幸	R1年度
		こども政策室長	木下 準	H31年度
	篠澤 隆之		R1年度	
	こども政策室 主任	篠澤 隆之	H31年度	
		三浦 彰久	R1年度	
	こども政策室 主事	宇都宮 那月		

3 伊方町子ども・子育て会議の経過

会議名	開催年月	議題
平成30年度 第1回 伊方町子ども ・子育て会議	平成31年2月27日	(1) 伊方町子どもの未来を考えるための アンケート調査の集計結果報告について (2) 第2期伊方町子ども・子育て支援事業 計画について
令和元年度 第1回 伊方町子ども ・子育て会議	令和2年1月27日	(1) 伊方町子ども・子育て支援事業計画 (第1期)の実施状況について (2) 伊方町第2期子ども・子育て支援事業 計画素案について
令和元年度 第2回 伊方町子ども ・子育て会議	令和2年3月11日	(1) 伊方町第2期子ども・子育て支援事業 計画(案)の修正について (2) 伊方町第2期子ども・子育て支援事業 計画(案)に対する意見について



伊方町 第2期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

編集・発行：伊方町保健福祉課子ども政策室

〒796-0301



愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL：0894-38-0217

FAX：0894-38-1120

